



船橋市

FUNABASHI CITY

# 令和5年度事業評価の 評価結果

令和6年（2024年）3月

## 1. 事業評価とは

行政の限られた経営資源を最適化するとともに、時代の変化をとらえて適切な改善につなげることを目的に、各所属が自ら事業の点検・評価を行い、自律的な見直し・改善を図る仕組み

## 2. 目的・評価方法

### (1) 評価の目的

- ① 財源・人材・施設などの行政の限られた経営資源の最適化
- ② 時代の変化をとらえて適切な改善につなげる

### (2) 評価（検証）の方法

- ① 評価シートを活用し、事業の実施背景、実績、コスト、他市状況などを整理
- ② 実施背景の変化、初期の目的の達成状況、他市比較、持続可能性などを踏まえ、課題の有無を点検し、あるべき姿に向けた改善のアイデアに結び付ける

## 3. 事業評価の主な流れ

	項目	実施内容
(1)	対象事業の選定	事業評価の対象事業を選定【事務局】
(2)	一次評価	事業評価シートを活用し、事業の点検・評価を行い、改善のアイデアに結び付ける【各所属】
(3)	各所属との協議	事業評価シートを確認しながら、各所属へのヒアリングを実施し、二次評価（案）として整理【事務局】
(4)	二次評価	二次評価（改善の方向性）を決定
(5)	評価結果の公表	評価年度末に、評価結果を公表
(6)	改善の取組	二次評価を踏まえて、改善の取組に着手【各所属】
(7)	取組状況の公表	評価年度以降、3か年の各年度末に取組状況を公表

※ 事務局…事業評価の事務局（企画財政部行政経営課）

## 令和5年度事業評価 対象事業一覧（47事業）

No.	所属名	事業名 1	事業名 2	ページ
1	危機管理課	防災推進費	—	5
2	広報課	広報ふなばし発行費	—	8
3	市民安全推進課	空き家等適正管理推進事業費	—	11
4	健康政策課	看護師等養成修学資金貸付金	—	14
5	健康政策課	看護師確保対策事業費	—	17
6	地域包括ケア推進課	認知症地域支援推進事業費	認知症カフェ	20
7	保健総務課	保健所運営費	医療安全支援事業（医療安全支援センター）	23
8	地域保健課	妊娠・出産支援事業費	産婦健康診査費用助成事業（産後ケア）	26
			産婦健康診査費用助成事業（産婦健診費用助成）	29
9	健康づくり課	乳がん検診費	—	32
10	健康づくり課	特定健康診査事業費	人間ドック・脳ドック	35
11	健康づくり課	後期高齢者健康診査費	人間ドック・脳ドック	39
12	衛生指導課	猫対策費	—	43
13	衛生指導課	狂犬病対策費	—	46
14	こども家庭支援課	学習支援事業費	—	49
15	障害福祉課	障害者（児）総合相談支援事業費	—	52
16	子育て給付課	児童福祉施設入所費用等扶助費	—	55
17	こども家庭支援課	母子家庭等就業・自立支援センター事業費	—	58
18	保育入園課	保育士養成修学資金貸付事業費	—	61
19	保育運営課	地域交流事業費	—	64
20	療育支援課	心身障害児入学祝金	—	67
21	療育支援課	児童福祉施設入所費用等扶助費	—	70
22	資源循環課	清掃総務諸経費	資源物とごみの分別ガイド・リサちゃんだよりプラス	73
23	クリーン推進課	一般廃棄物適正排出事業費	家庭ごみの出し方・リサちゃんだより	76
24	商工振興課	若者就労支援事業費	—	79
25	農水産課	野菜生産出荷安定事業費補助金	—	82
26	農水産課	施設園芸再整備事業費補助金	—	85
27	農水産課	さわやか畜産総合展開事業費補助金	—	88
28	農水産課	農産物ブランド推進事業費	—	91
29	農水産課	水産物ブランド推進事業費	—	94
30	道路計画課	バス停留所施設整備事業補助金	—	97
31	道路計画課	道路計画費	交通ビックデータの活用検討	100
32	道路建設課	歩道環境整備費	バス停留所	103
33	下水道河川管理課	雨水浸透ます等設置費補助金	—	106
34	建築指導課	危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金	—	109
35	学務課	奨学金貸付事業費	—	112
36	学務課	会計年度任用職員報酬	補助教員	115
37	指導課	西安市学校間国際教育交流費	—	118
38	指導課	スクールカウンセラー配置事業費	—	121
39	保健体育課	運動部活動指導員派遣費	—	124
40	保健体育課	運動部活動外部指導者派遣費	—	127
41	総合教育センター	スクールソーシャルワーカー配置事業費	—	130

No.	所属名	事業名 1	事業名 2	ページ
42	青少年課 青少年会館	青少年会館運営費	—	133
43	生涯スポーツ課	障害者スポーツ振興費	—	136
44	生涯スポーツ課	スポーツ振興補助金	—	139
45	生涯スポーツ課	学校開放運営費	—	142
46	西図書館	セカンドブック事業費	—	145
47	市民文化ホール	市民文化創造館自主事業費	芸術アドバイザー	148

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	市長公室 危機管理課
-----	------------

## 1. 基本情報

事業名称	防災推進費（防災気象情報の収集・発信）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	—	
事業開始年月日	平成8年4月1日	
最終改正年月日	—	
事業目的 (実現・達成したいこと)	船橋市に特化した防災気象情報を収集することで、「市長報告が必要な甚大な被害が予想される災害」を含むすべての災害についての庁内の最適な配備体制を実現するとともに、市民への情報発信を行う。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	防災気象情報について、民間気象情報会社と契約して気象データを収集し、水防関係課やその他関係課に情報提供するとともに、庁内の最適な配備体制を検討するため、天気予報や気象庁の情報では読み取ることができない船橋市ピンポイントの気象情報や、風水害時のピーク時間帯や船橋市内における警報の可能性等をリスクコミュニケーター（気象予報士）に確認を行う。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	台風・大雨等の風水害や大雪に備え、防災気象情報の収集をする必要があるため。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年 気象情報の収集等を目的として民間気象情報会社と委託契約を締結「MIHARI II」端末運用開始</li> <li>・平成26年 水防支援体制サービスweb運用開始 金堀町に雨量計を設置し、船橋市北部の雨量を測定開始 市ホームページに市民向け天気情報を表示（市ホームページの改修） 「ふなばし災害情報」メール配信開始</li> <li>・平成30年 「ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）」メール配信開始</li> <li>・平成31年 業務用webサイト（ACTION for PA）運用開始 災害リスクスケール（暴風・突風）運用開始</li> <li>・令和2年 市公式アプリ「ふなっぶ」情報発信開始 市公式LINE、市公式Twitter情報発信開始 危機管理課Facebookを開設・情報発信開始</li> <li>・令和3年 市ホームページの市民向け天気情報の表示方法変更</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	「ふなばし情報メール・LINE（ふなばし災害情報）」登録者数	メール 28,660件 LINE 17,509件 （令和5年3月1日現在）
	市公式アプリ「ふなっぶ」ダウンロード数	16,988件 （令和5年3月16日現在）
	市公式Twitterフォロワー数	27,510フォロワー （令和5年3月16日現在）
	危機管理課Facebookフォロワー数	389フォロワー （令和5年3月16日現在）

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円) ※民間気象情報会社との委託契約金額	当初予算額	4,000	3,971	3,309	3,300
	うち一般財源	4,000	3,971	3,309	3,300
	決算(見込)額	3,935	3,971	3,300	3,300
対象者数・ 交付件数など	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	—
国・県補助	なし	—
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	—

## 4. 業務量

繁忙期	出水期（6月～10月）				
業務頻度 (年1回・月1回など)	不定期				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	市長公室 危機管理課
事業名称	防災推進費（防災気象情報の収集・発信）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 防災気象情報の収集方法	現在は情報が欲しい際に、危機管理課から民間気象情報会社へ情報提供を求める形で情報を取得しているが、聞き取りのタイミングや内容が担当職員によって変動してしまう恐れがある。	業務の平準化や効率化を図るため、今までは危機管理課からの依頼で情報を受け取っていたが、あらかじめ必要な情報の項目を定め民間気象情報会社からプッシュ型で収集できるか、他市区町村との調整も含め検討していく。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 防災気象情報の収集方法	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	市長公室 広報課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	広報ふなばし発行費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市広報発行規則 広報マニュアル（ポータルで公開）	
事業開始年月日	昭和25年6月	
最終改正年月日	昭和48年11月	
事業目的 (実現・達成したいこと)	多くの市民へ市政情報を届けるため	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	事業課等からの広報ふなばしへの掲載希望及び掲載原稿に基づき、広報紙を編集・発行する。また、広報紙は、新聞折込や新聞未購読者へのポスティング、公共施設への配架などにより広く配布するほか、市ホームページ等で公開。さらに、点字・声の広報を作成・配布している。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	創刊号にて市長（当時）が「市民は市政について市当局及び市議会の動向を知りこれを監督する権利と責任があります。ところが市にはこれらのことを市民に知って貰う機関や施設がありませんでした」と述べた。 地方自治法第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和25年6月創刊：B5判22ページを10世帯で回覧 昭和35年5月：町会・自治会等が自治会連合協議会を結成したことを契機にタブロイド判に変更、全世帯へ配布 昭和48年6月（306号）市民からの投稿に対し広報紙面で「広報紙の配布が月内配布となったり翌月となったり手元に届くまでに時間を要するため、イベントなどに参加できない」など意見があり、「折込を検討」と回答 昭和48年11月（315号）：市民意識調査で「配布を早く」や「発行回数を増やす」などの意見があったことから月2回（1，15日）新聞折り込みに変更（希望者には郵送）※点字広報創刊 昭和54年：声の広報創刊 平成26年：スマホ用アプリ「i広報紙（現マチイロ※H28.9.15号より）」配信開始 令和4年：ちいき本棚での配信開始	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市民	



## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	91,181	94,805	96,592	94,116
	うち一般財源	89,390	92,993	94,801	92,306
	決算(見込)額	92,189	92,393	88,717	94,116
対象者数・ 交付件数など (対象分子/分母は市 内世帯数 いずれも4/1時点)	世帯数	288,097	292,292	296,325	294,812
	新聞購読者	162,725	149,265	139,195	135,150
		56.5%	51.1%	47.0%	45.8%
	ポスティング利用者	12,631	15,216	17,209	20,136
		4.4%	5.2%	5.8%	6.8%
配架施設	145	145	146	191	

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	(声の広報) 障害者福祉費県補助金 障害者自立支援事業費補助金 (R4充当額 603千円)
国・県補助	あり	障害者福祉費国庫補助金 障害者自立支援事業費補助金 (R4充当額 1207千円)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	通年 (特に4・5・12・1月※祝休日により編集スケジュールが過密となるため)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月2回 年24回発行				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	5.0人工	2.6人工		
	従事者数	5人	3人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	市長公室 広報課
事業名称	広報ふなばし発行費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 広報紙の配信方法	・ポスティングにより広報紙を入手している市民は一定数いるものの、ポスティングの担い手が減少傾向にある。	・発行日当日に配布している現在の配布方法を維持できるよう、今後の配布方法を検討する。
2 閲読率の減少	・新聞購読者の減少に伴い、紙媒体での閲読者数が減少している。	・デジタル媒体の閲読者を増やす取組を実施する。
3 電子版広報紙の閲読性	—	—

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 広報紙の配信方法	—	—
2 閲読率の減少	・市民意識調査の結果、10代～50代の広報紙閲読率が減少している。	・手に取ってもらうため、紙面レイアウトの見直しや分かりやすい紙面構成等の検討を行い閲読率の向上を図る。 ・市民意識調査等を活用し閲読率を注視する。
3 電子版広報紙の閲読性	・電子版の広報紙は紙媒体と同様のレイアウト（PDF・電子ブック）であるためスマートフォン等での閲読性が悪い。 ・R4市民意識調査では、情報取得に利用する媒体としてスマートフォン等が79.0%となっている。 ・しかしながら、広報紙を読んでいる人のうち市HP又はアプリから広報紙を読んでいる人の割合は合計で3.5%にとどまっている（同調査）。	・自治体にとどまらず先進的な事例を研究し、本市の取組に活かして、電子版の閲読性向上を図る。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	市民生活部 市民安全推進課
-----	---------------

## 1. 基本情報

事業名称	空き家等適正管理推進事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	空家等対策の推進に関する特別措置法	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
最終改正年月日	令和5年12月13日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	空家等の適切な管理や利活用の推進、空家化の予防を通して、空家等による防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境の保全を図り、市民一人ひとりが安全に安心して生活できるまちの実現を目指す。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	空家等の所有者等に対して、空家の適切な管理に向けた意識啓発や情報提供、相談窓口のあつ旋等を行う。新たな空家の発生を予防・抑制するために、家屋の所有者等及び地域に対して、空家の発生が起因となる問題等について周知する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	少子高齢化による人口減少社会への意向や社会情勢の変化、核家族の増加による家族形態の変化に伴い、全国的に空家等が年々増加している。本市においても空家等の増加が顕在化しつつあり、その中でも適切な管理が行われていない空家等が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねない問題がある。以上のことから、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がある。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>空き家や廃屋等に対する相談が増加傾向にあることを受け、平成22年1月、行政管理課（当時）が関係各課を構成員とした「廃屋等に関する連絡会議」を設置。平成24年度より、防犯の観点から市民安全推進課が空き家等対策の担当課となる。</p> <p>平成25年10月1日、「船橋市空き家の適正管理に関する条例」を施行し、条例に基づき適切に管理されていない空き家について、対応を行う。平成27年5月26日、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」と言う。）」完全施行。市条例は廃止し、空家法に基づき「船橋市空家等対策計画」を策定し、空家等対策を実施。</p> <p>令和5年6月14日に改正法が公布され、12月13日施行。新たに管理不全空家等が規定されることとなり、業務の見直しが必要になる。併せて建築基準法や都市計画法の緩和的措置等も規定され、市民安全推進課の所掌を超えた対応が必要である。</p>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	空家等の所有者等	適切な管理の推進のため、空家法12条に基づく情報提供や助言及び協定に基づく専門家による無料相談のあつせんなどを行う。
	相続人の存在が明らかでない空家等の相続財産	民法952条に規定する相続財産管理人（令和5年4月1日民法改正により相続財産清算人）の選任を家庭裁判所へ申し立てる。
	空家等の近隣住民	適切に管理がなされておらず、所有者等も不明な空家等の相談を受け、所有者等に適切な管理を促す。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,247	18,128	2,055	2,055
	うち一般財源	1,247	7,628	2,055	2,055
	決算(見込)額	981	10,179	1,950	1,896
対象者数・ 交付件数など	空家法12条対応件数	226	339	371	417
	協定団体相談あつせん数	17	29	51	35
	相続財産管理人選任申し立て数	0	1	1	1

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	空き家対策に係るソフト事業に要する経費（体制整備）
国・県補助	あり	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）、千葉県空き家等対策推進事業補助金（ともに令和2年度空家等実態調査事業）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	6月～10月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	0.2人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	2人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	市民生活部 市民安全推進課
事業名称	空き家等適正管理推進事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	近隣市では、住宅政策やまちづくりの観点から、これらを所管する部でも空家対応をしており、空家となってしまったものへの対処療法的な取組だけでなく、予防的取組も進められている。	
2 新たな対応の必要性	特定空家の認定に向け、これまで課題となっていた基準を整備し、立入調査等を実施するなど実態把握及び適正管理に向けた手続きを進めることができたものの、今後の指導・勧告にあたっての体制整備に課題がある。また、現在の市民生活部による防犯の観点からの対処療法的な対応では、今後も見込まれる空家の増加に対応していくことは困難である。	実態把握及び適正管理の推進という現在の取組を強化することに加え、国の動向を踏まえた技術的な対策として、空家抑制の予防的取組やその実施のために必要な体制について検討を行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	—	—
2 新たな対応の必要性	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	看護師等養成修学資金
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市看護師等養成修学資金貸付条例 船橋市看護師等養成修学資金貸付条例施行規則
事業開始年月日	昭和53年12月27日
最終改正年月日	平成27年3月31日
事業目的 (実現・達成したいこと)	修学資金を貸し付けることにより、看護師等を目指す学生の修学を容易にし、市内医療機関など市が指定する施設の看護師等不足の解消に資すること。
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	看護師等を養成する学校または養成所（看護学校等）に在学する学生のうち、将来船橋市内の医療機関等の規則で定める施設（以下、「指定施設」という。）に看護職として勤務する意思のある学生に対し、修学資金として月額3万円を貸し付ける。また、指定施設への勤務を目的とした他の貸付制度等との併給ができる。（卒業後直ちに正規の修学期間以上、指定施設に勤務した場合は返還を免除する。）
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	看護学校等の生徒に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、市内医療機関の看護師等の不足を解消することを目的に、昭和53年に開始された。
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和53年（財）復光会看護専門学校の学生を対象に開始。（月額20,000円）</li> <li>・平成3年度から市立看護専門学校の学生を対象に追加。</li> <li>・平成16年度末に復光会看護専門学校高等課程の廃止により、「准看護師」部分を削除。</li> <li>・平成21年度から社会保険船橋保健看護専門学校の学生を対象に貸付を開始する。</li> <li>・平成23年度より市内2校の学生に加えて、将来船橋市内の医療機関に勤務する意思のある市外の看護学生等にも貸付を開始する。</li> <li>・平成25年度からは月額30,000円に増額、併せて本市指定施設への就業を阻害しない他の修学資金貸付制度と本制度との併給を可能とし、貸付対象者の拡大を図った。</li> <li>・平成27年4月からは、准看護師を対象に追加。返還免除となる施設に、介護施設等を加え拡大。</li> <li>・貸付期間：正規の修学期間を限度としており、書類不備がなく受理された月から看護学校等を卒業する日の属する月まで</li> <li>・返還の免除：看護学校を卒業後、1年2カ月以内に看護師等の免許を取得し、直ちに船橋市内の指定施設に看護師等として引き続き正規の修学期間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除される。</li> </ul>

事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	看護学校等に在学する方で、看護学校等を卒業後、引き続き正規の修学期間以上、船橋市内の指定施設に看護職として勤務しようとする方	月額30,000円 卒業後1年2カ月以内に看護師等の資格を取得し、直ちに市内指定施設に就労。継続し、正規の修学年数以上就労した場合、返還免除とする。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	99,000	94,680	104,760	105,120
	うち一般財源	99,000	94,680	104,760	105,120
	決算(見込)額	91,770	90,570	103,410	93,600
対象者数・ 交付件数など	貸付額	91,770	90,570	103,410	93,600
	貸付者数	258人	257人	293人 (新規：94人、 継続：199人)	265人 (新規：78人、 継続：187人)

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	4月～7月、10月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	新規申請受付(随時)、振込準備(年4回)、データ入力(随時)、状況報告(年4回)等				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.7人工	0.9人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	健康福祉局健康部 健康政策課
事業名称	看護師等養成修学資金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務が非効率	電話による受付と紙手続き等アナログ管理を行っているため、利用者が就業した後に連絡が取りにくいことや書類不備の訂正に時間を要することなど、利用者にとっての利便性に課題がある。また、内部事務においても長期間の管理及び効率的な事務運用を行っていく上で課題がある。	ICTの活用等、できる範囲でデジタル化を進め、書類の量を減らすことにより、利便性の向上とともに業務の簡素化を図る。 また、利用者からの問い合わせについて、E-mail（や電子申請）を優先的に案内する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務が非効率	-	-



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	看護師確保対策事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)		
事業開始年月日	平成25年度	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	看護職資格を持ちながら現在は就業していない潜在看護師の掘り起こし策として、ブランクがあることにより復職に際して生じる不安を解消するため、看護技術の実習を行う研修会を開催し、また同時に、市内就職情報の提供等を行うことにより、市内で働く看護職の確保を目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	看護職資格を所持し現在就業していない方を対象に、採血や点滴静脈内留置針などの看護技術の実技について研修を行い、同時に市内の就職情報等の提供を行うことにより復職を促す。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	看護師確保対策の一環として、看護師資格を持ちながら現在は就業していない潜在看護師に対して、復職に際して不安材料となる看護技術の実習を行うことで市内医療機関で働く看護師確保に繋げることを目的として平成25年度より実施。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成25年度より、看護職資格を所持し現在就業していない人を対象に、採血や点滴静脈内留置針などの看護技術の実技について研修を行い、同時に市内の就職情報等の提供を行っている。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	看護職資格を所持し現在、就業していない人	採血や点滴静脈内留置針などの看護技術の実技について行い、同時に市内の就職情報等の提供を行う。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	321	318	323	343
	うち一般財源	321	318	323	343
	決算(見込)額	317	99	224	274
対象者数・ 交付件数など	研修参加人数	30名	4名	31名	35名

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	9月～12月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年3回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	0.3人工		
	従事者数	1人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	健康福祉局健康部 健康政策課
事業名称	看護師確保対策事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業効果の 検証が必要	復職に繋がっている人数が少ない。（特に令和2年度以降、市内就職率が低水準になっている。）	令和2年度以降、市内に就職している割合が低下している背景を把握の上、事業がより効果的になるよう検討をする。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業効果の 検証が必要	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 地域包括ケア推進課	
<b>1. 基本情報</b>		
事業名称	認知症地域支援推進事業費(認知症カフェ)	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成28年4月1日	
最終改正年月日	令和3年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	認知症カフェとは認知症であってもなくても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「共生社会」実現のためである。また、認知症カフェは認知症のご本人が改めて人や地域と出会い、すべての人が認知症の深い理解(学び)につながる機会を作ることを目指している。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	認知症カフェを運営している方に対し、PR支援としてオレンジカフェ開催一覧表の掲載、資金補助として認知症カフェ運営補助金を交付している。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	わが国における「認知症カフェ」は1997年に始まったオランダのアルツハイマーカフェや、それをモデルにしたイギリスの先駆的事例から学び2012年のモデル事業で初めて用いられた名称である。 2012年に発表された「認知症施策推進5か年戦略(オレンジプラン)」からモデル事業で実施されたことを契機にその存在が徐々に理解され始め、2015年「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」にて、認知症地域支援推進員の役割として、認知症カフェの開設支援や本人の社会参加活動のための体制整備などが明記されたことによって、平成28年度より事業を開始。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成28年度より事業開始 (認知症カフェ運営補助金交付事業、認知症カフェPR事業、認知症カフェ立ち上げ支援セミナー、認知症カフェ交流会) ※認知症カフェ立ち上げ支援セミナーについてはR1まで実施  H28開設数 15か所(P R 4か所 補助金あり 11か所) H29開設数 19か所(P R 6か所 補助金あり 13か所) H30開設数 27か所(P R 11か所 補助金あり 16か所) R1 開設数 34か所(P R 13か所 補助金あり 21か所) R2 開設数 35か所(P R 13か所 補助金あり 22か所) R3 開設数 28か所(P R 13か所 補助金あり 15か所) R4 開設数 29か所(P R 14か所 補助金あり 15か所)	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	認知症カフェ運営補助金交付事業	補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から利用者負担金その他収入額を控除した額とし、予算(1件につき10万円)の範囲内で交付します。
	認知症カフェPR事業	申請をいただいた認知症カフェ運営団体の「カフェの名称、開催日時、参加費、PR文章、PR写真」などの情報を記載した、オレンジカフェ開催一覧表を作成し、市ホームページへの掲載と市内の関係機関に配架する他、認知症サポーター養成講座をはじめとした認知症に関する各種イベントなどで配布を行っています。
	認知症カフェ交流会	認知症カフェを開設している方や認知症カフェの開設を考えている方への情報提供と情報交換、継続支援のために交流会を開催している。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,420	1,110	610	710
	うち一般財源	470	215	118	137
	決算(見込)額	1,965	211	110	110
対象者数・ 交付件数など	認知症カフェ数	34か所	35か所	28か所	29か所
	補助金支給団体数	6団体	2団体	0団体	0団体

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	地域支援事業交付金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	3月～6月(P R 事業更新作業、補助金受付期間)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
事業名称	認知症地域支援推進事業費(認知症カフェ)

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	これまでは新規の立ち上げにあたって市が補助することで、住民主体・民間主体の認知症カフェの市内各地区への展開を推進することができた。これら市内各地区に展開した認知症カフェが、コロナ禍を経て活動を再開するにあたり活性化するための支援が求められている。	予算の範囲内で、新たな立ち上げの補助だけではなく、別の形の補助金など次の段階の検討を行う。
2 参加者の偏り	本来様々な世代の住民が参加するための場所であるが、現在参加者が高齢者に偏っている。	地域包括支援センターや在宅介護支援センター、地域支援推進員、民生委員など地域の様々な方と連携を図り、関係性を構築し、様々な世代の住民の参加を促していく。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他自治体との比較	—	—
2 参加者の偏り	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 保健総務課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	保健所運営費（医療安全支援事業（医療安全支援センター））	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	医療法第6条の13 船橋市医療安全支援センター設置要綱	
事業開始年月日	平成25年10月1日（相談窓口業務は平成18年6月より開始）	
最終改正年月日	令和4年10月1日（要綱最終改正日）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	医療安全相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、医療に関する患者及び市民の相談等に適切に対応し、併せて市内医療機関に対し情報提供することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、患者サービス及び医療の質の向上を推進することを目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	保健総務課内に市内の医療安全推進のため医療安全支援センター（以下「支援センター」という。）を設け、支援センターの業務として相談窓口を設置し、市民又は市内医療機関等を利用した患者等から医療安全相談に対応している。 その他、支援センターの業務として医療機関等に対して医療安全研修会の開催や医療安全の推進のための方策の検討を行う医療安全推進協議会等を行っている。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成18年6月、都道府県等への支援センターの設置について医療法に規定され、本市においても電話による相談窓口業務を開始した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年6月に相談窓口を開設</li> <li>・平成23年より医療安全研修会を実施</li> <li>・平成24年より病院患者相談窓口を対象とした患者相談窓口担当者連絡会議を実施</li> <li>・平成25年10月より医療安全支援センターとして開設、医療安全推進協議会の開催</li> <li>・平成27年10月より保健所移転に伴い、医療安全相談専用の回線を開設</li> <li>・平成28年より医療安全推進協議会事例検討部会の開催</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市民、市内医療機関等の患者	医療安全相談に対して電話対応 相談対応時間：平日9-12時 13-16時
	市内医療機関等	医療安全研修会（年1回）、病院患者相談窓口担当者連絡会議（年1回）
	相談員	元相談員がアドバイザーとなり相談員の支援を行う「医療安全ケース会議」を年4回実施している

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費※ (単位：千円) ※報償費のみ	当初予算額	232	232	232	232
	うち一般財源	232	232	232	232
	決算(見込)額	114	52	156	213
対象者数・ 交付件数など	相談等件数	776	955	951	826
	会計年度任用職員 相談員(人工)	1.8	1.8	1.8	2

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月～金9時～12時 13～16時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工	2.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	5人	4人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)



## 評価結果

所管課	健康福祉局保健所 保健総務課
事業名称	保健所運営費（医療安全支援事業（医療安全支援センター））

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 安定的な相談体制	電話対応という性質上、個々の相談員による対応の差が生じる恐れがある。また、重い相談を受ける相談員の精神的負担が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員による個人差が生じることなく、安定的に適切な対応ができるよう、寄せられた相談内容の分析・共有を図る。</li> <li>・分析、改善のために録音可能な受電システム等を検討する。</li> <li>・保健所医師を交えた定期的なカンファレンスの実施による医学的知見の提供など、相談員に対する支援を強化する。</li> <li>・確実に保健師又は看護師が相談対応できるよう、定数の範囲内で常勤職員の保健師又は看護師を配置できないか検討する。</li> </ul>
2 事業の有効性	-	-

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 安定的な相談体制	-	-
2 事業の有効性	他事業と類似する相談内容、対応実績が相談全体の多くを占めており、本来の事業目的が達成しにくい状況となっている。	HP掲載のFAQの充実のほか、デジタル化による相談対応の可能性について検討する。そのうえでより効率的な相談体制の手法を勘案していく。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア事業））	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	母子保健法第17条の2 母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 産後ケア事業ガイドライン・船橋市産後ケア事業実施要綱	
事業開始年月日	平成29年6月1日	
最終改正年月日	法：令和3年4月1日 市要綱：令和5年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、（1）産後に心身の不調または育児不安がある者又は（2）その他特に支援が必要と求められる者に対し、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するもの	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成26年度より妊娠・出産包括支援モデル事業の1つとして「産後ケア事業」をいくつかの市町村が実施し始める。平成27年度より「産後ケア事業」を初めとした、「妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援」を提供する体制の構築に向けた取り組みが全国的に推進され、本市においては、平成29年度より体制構築として「産後ケア事業」から取り組みを始めた。「産後ケア事業」については、令和元年度の改正母子保健法により、各市町村に対し、実施の努力義務が課され、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においても、令和6年度末までの全国展開を目指すこととされている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月1日 産後ケア事業の3つの類型「宿泊型」「通所型」「訪問型」の内、「宿泊型」を開始。</li> <li>・令和3年4月1日 厚生労働省通知「産後ケア事業の実施に当たり留意すべき事項及び消費税の取り扱いについて」にて、「産後ケア事業費は非課税」と示された。</li> <li>・令和4年7月1日 「宿泊型」に加え「通所型」を開始。</li> <li>・令和5年4月1日 「宿泊型」「通所型」に加え「訪問型」を開始。3つのメニューが揃う。全世代型社会保障構築会議において、産後ケア事業の利用者負担の軽減を図ることが検討課題とされ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入するとされた。</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	宿泊型	利用料金単価1日28,000円（1泊2日56,000円から） 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0
	通所型	利用料金単価1日20,000円 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0
	訪問型	利用料金単価1回13,200円 自己負担割合：課税世帯1割・非課税世帯0.5割・生保0

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	22,853	21,648	22,653	24,937
	うち一般財源	11,427	10,824	11,327	12,469
	決算(見込)額	15,001	21,840	23,618	17,906
対象者数・ 交付件数など	利用件数 (宿泊)	105	145	166	123
	利用件数 (通所)				3
	利用件数 (訪問)				

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	(国) 母子保健衛生費国庫補助金 1 / 2
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	4月 (委託機関との契約事務) 3月 (次年度の契約準備)				
業務頻度 (年1回・月1回など)	地域保健課：毎日 (申請 (新規・変更・決定) 事務、支払い事務、市民・医療機関・保健センターとの問い合わせや調整、利用者管理、契約事務) 保健センター：毎日 (利用希望者からの問い合わせ、利用者の事前・事後調査とアセスメント)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0人工	0.1人工	1.0人工	0.0人工
	従事者数	3人	1人	1人	0人

◎上記の「人工」の他に、保健センターの保健師が、利用者1人につき「事前・事後の訪問+調査表作成+医療機関連携」の業務が発生している。

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア事業））

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 対象拡大に伴う影響	産後ケアを必要とするすべての産婦が利用できるよう国により方針が示されている。しかし宿泊型は空床の活用による実施のため、対象者を広げた場合は真に支援を必要とする者が必要な時に利用できないことが懸念される。また、事前に保健師が行っているアセスメントの可否により職具体制にも影響が生じる。	国や他市の動向を注視しつつ対象拡大に伴う影響を研究する。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 対象拡大に伴う影響	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア・産婦健診費用助成））	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	母子保健法第13条「健康診査」 産婦健康診査実施要綱 産婦健康診査費用助成取扱要綱	
事業開始年月日	平成30年10月1日	
最終改正年月日	平成30年10月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	産後おおむね2週間後、または産後おおむね1か月後の時期に市が指定する健診項目の産婦健康診査を受診する産婦に対し5,000円を上限に助成する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成29年度に国で「産婦健康診査事業」についての費用助成が新設されたことによる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成30年10月1日から事業開始し、現在に至る。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	産後おおむね2週間後、または産後おおむね1か月後に産婦健康診査を受診する方	【要件】 1）受診日時点で市内に住民票がある 2）産後おおむね2週間後、または1か月後の時期に市が指定する健診項目の産婦健康診査を受診する妊婦 3）受診結果が市に提出され、産後の支援に利用されることに同意される方 【補助限度額】 1回につき上限5,000円 ※上限を超えた場合の費用は自己負担

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	41,771	35,413	34,599	33,007
	うち一般財源	21,371	18,163	17,724	16,912
	決算(見込)額	36,227	33,180	34,778	33,926
対象者数・ 交付件数など	受診票交付数	5,499	5,168	4,846	4,924
	受診件数 (2週間健診)	3,023	2,478	2,794	2,841
	受診件数 (1か月健診)	4,118	4,019	4,059	3,848

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	母子保健衛生費国庫補助金（産婦健康診査事業） 補助率 国1/2・市町村1/2 補助単価 1件あたり5,000円
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3～5月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	(償還払い事務) 償還払い申請・相手方登録審査・支払処理 毎月2回 (市外・県外医療機関等支払い事務) 当初医療機関等個別契約 随時、医療機関等からの請求書および相手方登録申請書の審査・ 支払処理 毎月1回 (市医師会取りまとめ支払い事務) 市内医療機関請求書内訳確認および支払い処理 毎月1回、市医師会事務委託料支払い 毎月1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0人工	1.0人工		
	従事者数	2人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局健康部 地域保健課
事業名称	妊娠・出産支援事業費（産婦健康診査費用助成事業（産後ケア・産婦健診費用助成））

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務負担が大きい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦健診は各市が独自に実施しており、制度及び事務が標準化されていない。</li> <li>・そのため、他の健診等と比べ、個々の医療機関との契約や支払い事務等が煩雑となっており、市側、医療機関側の双方に事務負担が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内他市において産婦健診が拡大してきていることから、他の健診と同様、県内で統一された契約や支払いの仕組みの構築を千葉県等に要望する。</li> </ul>

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 業務負担が大きい	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
-----	-----------------

## 1. 基本情報

事業名称	乳がん検診費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	健康増進法 第19条の2 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針	
事業開始年月日	昭和58年4月1日	
最終改正年月日	平成31年4月1日（登録制を廃止）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	乳がんを早期に発見し適切な治療につなぎ、がん死亡率の減少を目的としている	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>対象年齢の市民に乳がん検診を実施                  対象： 30歳以上（偶数年齢・隔年）の女性                  実施方法： 30歳代は超音波検査                  40歳以上はマンモグラフィ</p> <p>【市業務】                  ・対象の市民へ個別通知（受診券）                  ・市から受診者へ結果通知（マンモグラフィのみ）                  ・検診結果の管理                  ・各医療機関への委託料の支払い                  ・医師会への二次読影料の支払い</p> <p>【医師会業務】                  ・医師会による二次読影（マンモグラフィのみ）                  ・各医療機関からの検診票（請求）の取りまとめ</p> <p>【医療機関業務】                  ・乳がん検診実施                  ・検診結果の説明                  ・精密検査の受診勧奨</p>	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	乳がんは、女性のがんの中で最も罹患の多いがんで、死亡の原因の上位であることから、死亡率を減少させるために、健康増進法第19条の2に基づき乳がん検診を実施。また、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき40歳以上にマンモグラフィを実施し、県ガイドラインを参考に30歳代に超音波検査を実施している。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和58年度 昭和62年度 昭和63年度 平成2年度 平成4年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成20年度 平成21年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 令和元年度	<p>市単独事業として40歳以上の女性に対して集団検診                  老人保健法の保健事業第2次5カ年計画（昭和62～昭和66年度）の中で、新たに30歳以上の者を対象に乳がん検診を導入                  精密検査事業を開始                  老人保健法に基づき、対象年齢を「40歳以上」から「30歳以上」に引き下げて実施                  乳房X線装置導入により、一次検診項目にエックス線検診を加えるとともに、検診方法を、市の検診を初めて受診する者は集団で、受診経験のある者は個別方式に変更し実施                  がん検診を有料化（1件500円）                  精密検査費用の補助を廃止                  40歳以上で偶数年齢の女性に対し、マンモグラフィを導入                  40歳以上乳がん検診は健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけ30歳代は市単独事業として継続                  初回受診時の集団方式廃止                  国の補助事業「女性特有のがん検診推進事業」として、41・46・51・56・61歳に無料クーポン券送付（平成25年度まで実施）                  国の補助事業「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」として、年度内に41歳となる者に加え、平成21年度から平成24年度に無料クーポン券を送付した者のうち、これまで市の乳がん検診を受けたことが無い者に無料クーポン券を送付。また、同期間にクーポン券を送付した者のうち、個別申込により受診券を発行可能な者に対し個別勧奨通知（往復はがき）を送付                  国の補助事業「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」として、年度内に43歳、48歳、53歳、58歳になる者で過去5年間未受診の者へ無料クーポン券を送付。「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、年度内に41歳になる者で前年度に未受診の者へ無料クーポンと検診手帳を送付し、年度内に46歳、51歳、56歳、61歳になる者で過去5年間未受診の者へ無料クーポンを送付。                  平成28年の指針改定により、視触診を廃止。以下のとおり、変更                  30歳代：毎年、視触診を実施⇒隔年で超音波検査                  40歳以上：隔年、視触診とマンモグラフィ⇒隔年でマンモグラフィ                  受診券の発送時期を誕生日毎の年10回発送から、年6回発送に変更。                  国の補助事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、年度内に41歳になる者で前年度に未受診の者へ無料クーポンと検診手帳を送付。（29年度～現在）                  登録制廃止し、対象者全員に受診券送付。30歳偶数年齢：超音波検査、40歳偶数年齢：マンモグラフィ</p>
【結果通知について】	集団検診時代は市発送。個別検診になってからもマンモグラフィの結果については、医師会での二次読影を終了後、市で検診票のダブルチェックをしてから結果通知を送付している。	
【二次読影について】	個別検診になってからは、市医師会所属の医師が行っている	



事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	30歳代 (偶数年齢・隔年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年6回に分けて受診券発送</li> <li>・乳がん検診 (問診・超音波検査) 受診者自己負担額500円</li> <li>【無料要件】</li> <li>・生活保護世帯・児童扶養手当受給者・後期高齢者医療制度加入者</li> </ul>
	40歳以上 (偶数年齢・隔年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年6回に分けて受診券発送</li> <li>・乳がん検診 (問診・マンモグラフィ (2方向)) 受診者自己負担額500円</li> <li>【検診無料要件】</li> <li>・70歳以上・生活保護世帯・児童扶養手当受給者・後期高齢者医療制度加入者</li> </ul>
	41歳 (40歳の年度に未受診)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国の補助事業】</li> <li>・例年7月末に左記対象者に無料クーポンと手帳を送付</li> <li>乳がん検診 (問診・マンモグラフィ (2方向)) 受診者自己負担額0円</li> </ul>

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	218,895	227,749	231,845	211,126
	うち一般財源	218,752	227,324	231,609	210,914
	決算(見込)額	254,042	210,869	256,987	235,085
対象者数・ 交付件数など	超音波検診対象者	19,380	19,251	18,747	18,756
	超音波検診受診者	5,194	4,497	5,525	4,709
	マンモグラフィ対象者	98,190	98,519	99,910	101,356
	マンモグラフィ受診者	21,568	17,176	21,404	19,564

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	地方交付税交付金
国・県補助	あり	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	3月～6月、月の中では半月が繁忙				
業務頻度 (年1回・月1回など)	・受診券発行 (年6回) ・乳がん検診結果通知発送業務 (週3日) ・検診票チェック (月半分) ・検診委託料支払い (月1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	1.4人工		
	従事者数	3人	3人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
事業名称	乳がん検診費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 結果通知まで時間を要する	・二次読影を必要とする検診はマンモグラフィ検診、肺がん検診、胃がん検診がある。その中で、肺がん検診、胃がん検診は一次読影の段階で、ある程度所見等は受診者に説明できるが、マンモグラフィは市医師会による二次読影後の総合判定を経てからではないと結果を説明することができない。そのため、受診者へ結果を通知するまで1か月半～2か月程度時間を要する。	・受診者への通知をできる限り早く処理するため、事務の効率化を図るとともに、検診から結果通知までの体制について市医師会と協議を重ねていく。
2 結果通知の運用が他の検診と異なる	・マンモグラフィのみ市から結果を通知しており、他の検診と運用が異なる。しかし、現在の乳がん検診の体制上、市からの結果通知を廃止することは困難。	
3 受診数の増加による業務負担の増加	・令和元年度に登録制を廃止した以降、受診数が年間約2,000件増加しており、通知作成の業務負担が多く生じている。	・コロナ禍による受診控えが少なくなることで、今後はさらに受診者数が増加すると考えられることから、通知作成を含め安定したチェック体制を維持するための職員の体制を検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 結果通知まで時間を要する	—	—
2 結果通知の運用が他の検診と異なる	—	—
3 受診数の増加による業務負担の増加	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
-----	-----------------

## 1. 基本情報

事業名称	特定健康診査事業費（人間ドック・脳ドック）
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・高齢者の医療の確保に関する法律 第20条～第23条 ・船橋市国民健康保険被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱
事業開始年月日	特定健康診査：平成20年度から開始（平成19年の法改正により基本健康診査から名称変更） 人間ドック：平成28年度から開始 脳ドック：平成30年度から開始
最終改正年月日	令和4年1月29日（高齢者の医療の確保に関する法律） 令和3年4月1日（船橋市国民健康保険被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱）
事業目的 (実現・達成したいこと)	【全体】 被保険者のQOLの向上と健康寿命の延伸及び、医療費の適正化を目指し、国の定める目標受診率（60%）に達すること。  【人間ドック・脳ドック】 人間ドックは、特定健診の検査項目を満たしていることから、「みなし健診」とすることができる。また、脳ドックは、特定健診または人間ドックを受診することを条件としていることで、人間ドック・脳ドックの受診機会の拡充に繋がることから、目標受診率の達成に寄与している。
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	①特定健康診査（個別医療機関での現物給付） 対象：40歳から74歳の国民健康保険加入者  ②人間ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限13,000円） 対象：40歳から74歳の国民健康保険加入者  ③脳ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限10,000円） 対象：40歳から74歳の国民健康保険加入者かつ5歳刻み年齢（40歳、45歳、50歳、・・・）  ④受診率向上策 ・人工知能（AI）を活用した受診勧奨 ・医療機関からの勧奨チラシの配布 ・受診券の個別通知

<p><b>実施背景</b> (事業を実施することになった背景・要因)</p>	<p>【全体】 高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合は増加している。生活習慣病の中でも心疾患や脳血管疾患等発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症の有病者やその予備群が増加しており、それらの発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上で高くなっている。生活の質の維持・向上、健康寿命の延伸を目指し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の発症、重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられている。「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者に義務づけられ、本市でも、平成30年3月に第3期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を行ってきたが、いまだ達成できていない。</p> <p>【人間ドック・脳ドック】 人間ドックは、検査項目が多項目であるため、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に有効である。国民健康保険被保険者の中でも特定健康診査を受診せず、総合的な健診である人間ドックを受診している者がいる。上記を踏まえ、一人でも多くの受診者を増やすことが重要であり、受診機会の拡充を図るためにも、人間ドックの利用者に対して受診費用の一部助成を平成28年度より開始。 脳ドックは、船橋市において心疾患による死亡者が多いことから、平成25年度から特定健康診査における心電図検査の実施基準を緩和し、より多くの方が受診できる体制としているが、脳の状態を直接把握できる検査は実施していない。特定健康診査で行われる血液検査により間接的に脳梗塞のリスクを把握することができるが、脳ドックにより、自覚症状のない脳梗塞（無症候性脳梗塞）や脳出血のリスクを直接把握することが可能となり、重症化予防につながることから、平成30年度より脳ドック費用助成事業を開始。</p>									
<p><b>これまでの経緯</b> (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)</p>	<p>平成20年度 平成22年度 平成23年度 平成25年度 平成27年度 平成28年度 平成30年度 令和元年度 令和4年度</p>	<p>老人保健法に基づき実施していた基本健康診査が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険課特定健康診査室にて特定健康診査及び特定保健指導を開始。生活機能評価（包括支援課）とがん検診（健康増進課）と同時実施。後期高齢者医療制度加入者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施。</p> <p>生活機能評価廃止。</p> <p>日曜日集団健診（船橋市医療公社）を廃止し、当番医療機関による日曜日健診実施。</p> <p>第二期特定健康診査等実施計画に基づき実施（平成25年3月策定）。貧血検査を全員に実施するほか、血清クレアチニン検査及び血清尿酸検査追加。</p> <p>10月の組織改正により、保健所健康づくり課にて特定健康診査業務を実施。</p> <p>健診項目に血清アルブミン、総蛋白、白血球数、血小板数、尿潜血を追加。人間ドック費用助成事業開始（13,000円助成）</p> <p>第三期特定健康診査等実施計画に基づき実施（平成30年3月策定）。健診項目にeGFRを追加。Non-HDLコレステロールを任意項目として追加。</p> <p>脳ドック費用助成事業開始（10,000円助成）</p> <p>AIを活用した受診勧奨を特定健診対象者のうち、40歳代は全員、50歳から74歳の3年連続の受診歴がない人へ実施。</p> <p>医療機関からの勧奨チラシの配布を実施</p>								
<p><b>事業内容</b></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1610 790 1659">対象者</th> <th data-bbox="790 1610 1492 1659">内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1659 790 1805">40歳から74歳の国民健康保険被保険者</td> <td data-bbox="790 1659 1492 1805">           事業名：特定健康診査            サービス内容：健康診査            費用：無料         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1805 790 1951"></td> <td data-bbox="790 1805 1492 1951">           事業名：人間ドック費用助成事業            サービス内容：人間ドック費用の一部を助成            助成額：上限13,000円まで費用助成         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1951 790 2092">40歳から74歳の国民健康保険被保険者かつ5歳刻みの年齢の者(40歳、45歳、50歳…)</td> <td data-bbox="790 1951 1492 2092">           事業名：脳ドック費用助成事業            サービス内容：脳ドック費用の一部を助成            助成額：上限10,000円まで費用助成         </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	事業名：特定健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料		事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成	40歳から74歳の国民健康保険被保険者かつ5歳刻みの年齢の者(40歳、45歳、50歳…)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成	
対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）									
40歳から74歳の国民健康保険被保険者	事業名：特定健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料									
	事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成									
40歳から74歳の国民健康保険被保険者かつ5歳刻みの年齢の者(40歳、45歳、50歳…)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成									

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	961,551	955,569	480,636	461,038
	うち一般財源	310,441	286,687	322,988	292,930
	決算(見込)額	930,533	793,039	431,104	397,071
	令和2年度から令和3年度にかけて予算額が減少している理由について		令和2年度までは、特定健診（国保加入者・特別会計）、後期高齢者健診（後期高齢者・一般会計・民生費）、生保健診（生活保護者・一般会計・衛生費）の支出を国民健康保険特別会計で一括して支出し、決算期に各会計から公金振替により精算していたが、令和3年度からは、各会計で予算化し年度当初から支払いを行うこととなったため予算額が減となった。		
対象者数・ 交付件数など	健診対象者	94,235	91,565	90,995	88,063
	脳ドック対象者	21,397	18,937	20,014	19,815
	健診受診者	38,544	28,880	33,707	30,076
	人間ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	2,944	2,232	2,815	2,955
		1,227	930	978	1,003
	脳ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	821	468	576	474
67		48	65	68	

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金） 健康増進事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	10月～6月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	市が契約している医療機関での健診実施期間は、5月～3月。 償還払いにて対応している人間ドック、脳ドックについては、1年間を通して受付を行っている。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工		
	従事者数	3人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
事業名称	特定健康診査事業費（人間ドック・脳ドック）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	市民が償還払いの申請を行う際、申請書発行依頼の8割が電話によるものであるため、聞き取りや内容確認、発送など、職員の事務処理に要する時間が長い。 また、申請書到着後は、委託事業者へ送付するまでの期間が2日間と短い日数で職員が事務処理をしなければならないため、職員の負担となっている。	以下のような事務運用の改善を図る ・対象者のみに案内しているオンライン申請のURLを、市HPでの公開や電話での案内等を行いオンライン申請率を向上させる。 ・オンライン申請を促すよう通知書を改善する。 ・申請書の事務処理の締め日を変更し、事務処理に必要な日数を確保する。
2 申請書が複数ある	市民が償還払いの申請を行う際、書類の様式が2種類存在するため、分かりにくい。また、市の事務処理としても、作業が2種類で分かれ、処理が煩雑となっている。	・2種類の様式を1つに統一し、市民に分かりやすいよう改める。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	—	—
2 申請書が複数ある	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康づくり課
-----	-----------------

## 1. 基本情報

事業名称	後期高齢者健康診査費（人間ドック・脳ドック）
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・高齢者の医療の確保に関する法律第125条 ・船橋市後期高齢者医療制度被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱
事業開始年月日	後期高齢者健康診査：平成20年から開始（平成19年の法改正により基本健康診査から名称変更） 人間ドック：平成28年度から開始 脳ドック：平成30年から開始
最終改正年月日	令和4年1月29日（高齢者の医療の確保に関する法律） 令和3年4月1日（船橋市後期高齢者医療制度被保険者人間ドック及び脳ドック助成事業実施要綱）
事業目的 (実現・達成したいこと)	【全体】 千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業であり、生活習慣病の早期発見や健康の保持、増進のために健診を実施している。 船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で示している目標受診率（R5：51.5%）を目標としている。  【人間ドック・脳ドック】 人間ドックは、後期健診の検査項目を満たしていることから、「みなし健診」とすることができる。また、脳ドックは、後期健診または人間ドックを受診することを条件としていることで、人間ドック・脳ドックの受診機会の拡充に繋がることから、目標受診率の達成に寄与している。
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	後期高齢者医療制度の加入者に対する健康診査は、千葉県後期高齢者医療広域連合から事業委託を受けて実施。 また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下、「高齢者の保健事業」という。）に関する規定を盛り込んだ「健康保険法」が令和2年4月1日に施行され、令和2年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を展開している。国保被保険者の前期高齢者から後期高齢者に移行する被保険者に対し、保健事業をシームレスに実施することで、フレイル対策や生活習慣病の重症化予防、QOLの向上、医療費適正化に寄与することが期待される。 また、令和5年度より千葉県後期高齢者医療広域連合より受託している後期高齢者歯科口腔健康診査事業の受診券を発送する。  ①健康診査（個別医療機関での現物給付） 対象：後期高齢者医療制度加入者  ②人間ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限13,000円） 対象：後期高齢者医療制度加入者  ③脳ドック費用助成事業（個別医療機関での現物給付・償還払い 上限10,000円） 対象：後期高齢者医療制度加入者 5歳刻み年齢  ④後期高齢者歯科口腔健康診査受診票等作成業務受託事業 対象：後期高齢者医療制度加入者のうち、年度末年齢が76歳の者

<b>実施背景</b> <small>(事業を実施することになった背景・要因)</small>	<p>【全体】  平成20年度、老人保健法に基づき実施していた基本健康診査が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険課特定健康診査室にて特定健康診査及び特定保健指導を開始。生活機能評価（包括支援課）とがん検診（健康増進課）と同時実施。後期高齢者医療制度被保険者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施。</p> <p>【人間ドック・脳ドック】  人間ドックは、検査項目が多項目であるため、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防に有効である。そして、千葉県後期高齢者医療制度被保険者の中でも健康診査を受診せず、総合的な健診である人間ドックを受診している者がいる。上記を踏まえ、一人でも多くの受診者を増やすことが重要であり、受診機会の拡充を図るためにも、人間ドックの利用者に対して受診費用の一部助成を平成28年度より開始。</p> <p>脳ドックは、船橋市において心疾患による死亡者が多いことから、平成25年度から健康診査における心電図検査の実施基準を緩和し、より多くの方が受診できる体制としているが、脳の状態を直接把握できる検査は実施していない。そして、健康診査で行われる血液検査により間接的に脳梗塞のリスクを把握することができるが、脳ドックにより、自覚症状のない脳梗塞（無症候性脳梗塞）や脳出血のリスクを直接把握することが可能となり、重症化予防につながることから、平成30年度より脳ドック費用助成事業を開始。</p>									
<b>これまでの経緯</b> <small>(対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)</small>	<p>平成20年度 老人保健法に基づき実施していた基本健康診査が廃止され、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険課特定健康診査室にて特定健康診査及び特定保健指導を開始。生活機能評価（包括支援課）とがん検診（健康増進課）と同時実施。後期高齢者医療制度加入者の健康診査は千葉県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施。</p> <p>平成22年度 生活機能評価廃止。</p> <p>平成23年度 日曜日集団健診（船橋市医療公社）を廃止し、当番医療機関による日曜日健診実施。</p> <p>平成25年度 第二期特定健康診査等実施計画に準じて実施（平成25年3月策定）。貧血検査を全員に実施するほか、血清クレアチニン検査及び血清尿酸検査追加。</p> <p>平成27年度 10月の組織改正により、保健所健康づくり課にて健康診査業務を実施。</p> <p>平成28年度 健診項目に血清アルブミン、総蛋白、白血球数、血小板数、尿潜血を追加。人間ドック費用助成事業開始（13,000円助成）</p> <p>平成30年度 第三期特定健康診査等実施計画に準じて実施（平成30年3月策定）。健診項目にeGFRを追加。Non-HDLコレステロールを任意項目として追加。脳ドック費用助成事業開始（10,000円助成）</p>									
<b>事業内容</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1319 799 1373">対象者</th> <th data-bbox="799 1319 1493 1373">内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1373 799 1637">後期高齢者医療制度加入者</td> <td data-bbox="799 1373 1493 1637">           事業名：後期高齢者健康診査            サービス内容：健康診査            費用：無料         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1637 799 1769">後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、…)</td> <td data-bbox="799 1637 1493 1769">           事業名：脳ドック費用助成事業            サービス内容：脳ドック費用の一部を助成            助成額：上限10,000円まで費用助成         </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）	後期高齢者医療制度加入者	事業名：後期高齢者健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料	後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、…)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 1373 1493 1507">           事業名：人間ドック費用助成事業            サービス内容：人間ドック費用の一部を助成            助成額：上限13,000円まで費用助成         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 1507 1493 1637">           事業名：脳ドック費用助成事業            サービス内容：脳ドック費用の一部を助成            助成額：上限10,000円まで費用助成         </td> </tr> </tbody> </table>	事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成
対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）									
後期高齢者医療制度加入者	事業名：後期高齢者健康診査 サービス内容：健康診査 費用：無料									
後期高齢者医療制度加入者かつ5歳刻みの年齢の者(75歳、80歳、…)	事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成									
事業名：人間ドック費用助成事業 サービス内容：人間ドック費用の一部を助成 助成額：上限13,000円まで費用助成										
事業名：脳ドック費用助成事業 サービス内容：脳ドック費用の一部を助成 助成額：上限10,000円まで費用助成										



## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	—	—	438,875	460,012
	うち一般財源	—	—	39,715	29,414
	決算(見込)額	—	—	417,333	424,238
	令和3年度から予算化した理由について	令和2年度までは、特定健診（国保加入者・特別会計）、後期高齢者健診（後期高齢者・一般会計・民生費）、生保健診（生活保護者・一般会計・衛生費）の支出を国民健康保険特別会計で一括して支出し、決算期に各会計から公金振替により精算していたが、令和3年度からは、各会計で予算化し年度当初から支払いを行うこととなった。			
対象者数・ 交付件数など	健診対象者	75,724	77,930	79,209	82,487
	脳ドック対象者	12,565	13,661	14,629	14,974
	健診受診者	34,274	32,153	35,543	35,887
	人間ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	978	829	1,104	1,237
		330	245	259	305
	脳ドック受診者 (上段：現物) (下段：償還)	397	324	375	376
19		14	18	22	

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	健康増進事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	10月～6月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	市が契約している医療機関での健診実施期間は、5月～3月。 償還払いにて対応している人間ドック、脳ドックについては、1年間を通して受付を行っている。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工		
	従事者数	3人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	健康福祉局健康部 健康づくり課
事業名称	後期高齢者健康診査費（人間ドック・脳ドック）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	市民が償還払いの申請を行う際、申請書発行依頼の8割が電話によるものであるため、聞き取りや内容確認、発送など、職員の事務処理に要する時間が長い。 また、申請書到着後は、委託事業者へ送付するまでの期間が2日間と短い日数で職員が事務処理をしなければならないため、職員の負担となっている。	以下のような事務運用の改善を図る ・対象者のみに案内しているオンライン申請のURLを、市HPでの公開や電話での案内等を行いオンライン申請率を向上させる。 ・オンライン申請を促すよう通知書を改善する。 ・申請書の事務処理の締め日を変更し、事務処理に必要な日数を確保する。
2 申請書が複数ある	市民が償還払いの申請を行う際、書類の様式が2種類存在するため、分かりにくい。また、市の事務処理としても、作業が2種類で分かれ、処理が煩雑となっている。	・2種類の様式を1つに統一し、市民に分かりやすいよう改める。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	—	—
2 申請書が複数ある	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 衛生指導課 動物愛護指導センター
-----	---------------------------

## 1. 基本情報

事業名称	猫対策費
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	動物の愛護及び管理に関する法律施行細則 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例 船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱
事業開始年月日	平成28年4月1日
最終改正年月日	令和4年2月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	地域における飼い主のいない猫に起因する問題の改善及び望まない「生命の処分」の減少を図るため
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	町会・自治会長等からの申請に基づき全額公費で飼い主のいない猫の不妊手術を動物愛護指導センターもしくは協力飼育動物診療施設(以下「動物病院」とする。) で実施する。
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	飼い主のいない猫の不妊手術実施事業は、地域における飼い主のいない猫に起因する問題の改善及び望まない「生命の処分」の減少を図るため、平成28年度から町会・自治会長等からの申請に基づき全額公費で飼い主のいない猫の不妊手術を開始した。これまでに、多くの市内町会自治会等の協力を得て、飼い主のいない猫の不妊手術を実施しているが、毎年その申請数及び不妊手術実施頭数は増加している。加えて、飼い主のいない猫に起因する問題及び子猫の引取りの相談は依然としてあり、事業を継続する必要がある。
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成28年 対象者：町会、自治会長、地域猫活動団体等 予算額：1,850千円 内容等：電話受付（年2回募集、先着順）、センターにて京葉地域獣医師会獣医師に委託して実施（年27回、募集数162匹） 平成29年 予算額：3,671千円 内容等：郵送による申請受付（年2回募集、募集数140匹）、センターでの実施（年35回）に加え、協力動物病院募集数（126匹分）に拡大 平成30年 予算額：3,544千円 内容等 センター募集数（210匹）、協力動物病院募集数（126匹） R元年 予算額：5,186千円 内容等 センター募集数（228匹）、協力動物病院募集数（212匹） R2年 予算額：4,379千円 内容等 センターでの手術について京葉地域獣医師会獣医師への委託を終了し、センター獣医師により実施（募集数240匹）、協力動物病院募集数（212匹） R3年 予算額：4,378千円 内容等 募集方法を随時募集、先着順に変更 センター募集数（240匹）、協力動物病院募集数（212匹） R4年 対象者：地域猫活動団体を削除 予算額：4,415千円 内容等 募集方法を随時募集、月1締め形式に変更 センター募集数（350匹）、協力動物病院募集数（212匹）

事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	町会・自治会長等	飼い主のいない猫の不妊手術を無償で実施

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	5,186	4,379	4,378	4,415
	うち一般財源	5,186	4,379	4,378	4,415
	決算(見込)額	8,123	4,012	3,871	5,197
対象者数・ 交付件数など	手術募集数	440	452	452	562
	手術実施匹数	435	437	585	446
	うちセンター	195	279	413	234
	うち協力動物病院	240	158	172	212

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	5月～翌年2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週4日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4人工	0.24人工		
	従事者数	1人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

**(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	センターの負 荷と他業務 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、ニーズが増加しており年間400頭以上の申請がある。</li> <li>・協力動物病院での年間手術数は当初予算により19病院で212頭とされている（R4）。</li> <li>・そのため動物愛護指導センターでは年間200頭を超える猫の不妊手術を行っており、獣医師の負担が重くなっている。</li> <li>・またR1に法改正、R3に条例改正が行われた。そのなかで災害対応体制の整備や啓発事業、収容動物の譲渡の取り組みの充実が行政に求められている。これらの業務は高い専門性を有する獣医師が担うものであるが、上述の不妊手術事業の負担が大きく十分に対応できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の実現に向け、協力動物病院の手術枠を拡大する。</li> <li>・災害対応体制の整備や動物愛護管理教室の推進を含めた啓発事業、収容動物の譲渡の取り組み、多頭飼育問題への対応など、行政に求められている専門性の高い業務へ注力する。</li> <li>・申請者（町会・自治会等）の負担軽減を図り、不妊手術が促進されやすい体制を整える。</li> </ul>
2	市民への負 担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近にある協力動物病院での手術希望が多いが、ニーズに対して枠が少ないため早期に協力動物病院の手術可能数が埋まってしまう。</li> <li>・そのため申請者（町会・自治会長等）は交通の便が悪い動物愛護指導センターへ来ざるを得ず、負担となっている。</li> </ul>	

**(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	センターの負 荷と他業務 への影響	-	-
2	市民への負 担	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 衛生指導課 動物愛護指導センター
-----	---------------------------

## 1. 基本情報

事業名称	狂犬病対策費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行細則 船橋市狂犬病予防法関係事務処理要領	
事業開始年月日	平成12年4月1日（平成27年10月から保健所衛生指導課へ事務移管）	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録を申請を受け、犬の所有者に犬の鑑札を交付し、原簿に登録するもの</li> <li>・動物愛護指導センター又は保健所の窓口で狂犬病予防注射済証（所有者が飼育動物診療施設（以下「動物病院」とする。）（民間）で犬に狂犬病予防注射を受けさせて交付を受ける紙の証明書）の提示と手数料550円の納付を受け、注射済票を交付するもの</li> </ul>	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<p>昭和25年、狂犬病の発生が激増し、これによる被害が甚大である状況に鑑み、狂犬病の予防防疫体制の万全を期するため、予防防疫対象を確実に把握し、常時すべての犬に免疫を与え、狂犬病の撲滅を図るため、狂犬病予防法が制定された。</p> <p>平成11年に、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成12年4月1日から犬の登録、注射済票の交付等について、市町村長の事務となった。</p>	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年4月1日市町村長の事務となり、環境部で事業開始</li> <li>・平成27年10月組織改編により、環境保全課から保健所衛生指導課へ事務移管</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	犬の登録を申請した所有者	犬の鑑札を交付（手数料3,000円、犬の生涯で1回）
	狂犬病の予防注射を受けた犬の所有者	注射済票の交付（手数料550円、毎年4月（3月）から6月に1回（犬の誕生年においては通年））

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	3,729	3,132	3,132	3,213
	うち一般財源	0	0	0	0
	決算(見込)額	3,596	3,001	2,849	2,686
対象者数・ 交付件数など	新規登録数	1,847	2,129	2,280	2,066
	注射済票交付数	20,259	19,502	20,186	20,560

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月～7月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	毎日 繁忙期の4月～7月は、会計年度任用職員を最大3人工増やし対応している。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.3人工	1.7人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	9人	2人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

**(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目	課題	今後の方向性
1 交付期間の長期化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物病院での注射の場合、注射済票は市窓口で直接又は動物病院で代行交付される。</li> <li>・後者の場合、動物病院からの代行申請に基づき市で注射済票の準備を行い、動物病院に市窓口で受渡しを行う。その後、飼い主は動物病院から注射済票の交付を受ける。</li> <li>・そのため、注射済票は本来速やかに犬に装着されるべきものであるが、飼い主に届くまで注射から1～2か月以上を要している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射の即時性向上のため、注射済票の交付業務を動物病院へ委託する。委託により、動物病院で狂犬病予防注射の接種を受けたのち速やかに注射済票の交付を受けられるようになる（注射済票交付のワンストップ化）。</li> </ul>
2 申請の集中による職員への負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4～6月の狂犬病予防月間に、年間の7割以上である14,300件の申請が集中している。また、動物病院から提出される犬のリストは手書きのものが多く確認に時間を要するため、1件1件の事務処理が著しく煩雑となっている。</li> </ul>	
3 集合注射の職員への負荷と市民ニーズの低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射の集合注射は4～6月に数日かけて公園等で実施している。</li> <li>・1日あたり職員12人が従事しており、逃げ出す犬の捕獲を行わなければならない等職員の負担が大きい。</li> <li>・また、不衛生な場合もあり、衛生面や安全面でリスクが高い。</li> <li>・加えてコロナ禍で集合注射を中止していた期間の注射率が低下していないことから、集合注射のニーズは低くなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付業務の委託による注射済票交付のワンストップ化により利便性が向上することに加え、R2～R5のコロナ禍に集合注射を中止していた期間の注射率が低下していないことから、集合注射のあり方を検討する。</li> </ul>

**(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目	課題	今後の方向性
1 交付期間の長期化	—	—
2 申請の集中による職員への負荷	—	—
3 集合注射の職員への負荷と市民ニーズの低下	—	—



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局子ども家庭部 子ども家庭支援課
-----	----------------------

## 1. 基本情報

事業名称	学習支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・生活困窮者自立支援法 ・生活困窮者自立支援法施行令	・船橋市生活困窮世帯等学習支援事業実施要綱 ・生活困窮者自立支援法施行規則
事業開始年月日	平成27年4月1日	
最終改正年月日	令和6年3月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防止することを目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生を対象に、学習する場を提供し、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るための指導や進学・進路支援を行うこと並びに高校生等への中退防止のための指導及び相談を行う。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	生活困窮者自立支援制度が平成27年4月より始まったことに伴い、国庫補助を活用して事業を開始。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>【令和元年度】 より効果的な事業となるよう、専門的な知識・経験を有する複数の業者から提案を得るため、プロポーザル方式により受託事業者を選定した。</p> <p>【令和2年度】 参加者の「通いやすさ」向上のため、4会場6教室から10会場10教室に教室を増やし、実施した。</p> <p>【令和3年度】 10会場10教室から11会場11教室に教室を増やし、実施した。 また、申込者数の増加に対応するため、予算流用のうえ変更契約を行い、定員を当初の300名から360名に増やした。</p>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	生活困窮世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等の中学生	学習支援、生活支援
	過去に学習支援事業に参加していた高校生等	自習スペースの開放

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	61,603	60,853	61,669	62,686
	うち一般財源	23,409	27,436	31,177	31,343
	決算(見込)額	58,128	60,824	62,519	62,651
対象者数・ 交付件数など	登録者数(中学生)	233	291	350	360
	登録者数(高校生)	3	17	15	24

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 母子家庭等対策総合支援事業費等補助金（令和2年度まで）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月～4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.650人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	高校生の参加率の拡大	事業開始当初から行っている中学生への支援に加え、平成30年の生活困窮者自立支援法改正を受けて高校生への中退防止の指導・相談を行っているが、高校生の登録者数が20人前後にとどまっている。	引き続き支援が必要な高校生へ中退防止の指導・相談が届くよう以下の取り組みを行う。 ・一斉メール案内や個別の声掛け等、高校生への参加案内を積極的に行う。 ・事業者と協議し支援内容の改善を検討する。
2	事業の効果検証	-	-

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	高校生の参加率の拡大	-	-
2	事業の効果検証	事業目的である貧困連鎖の防止に対して、効果的な事業内容になっているかの検証を行うための指標設定がない。	事業目的に沿う複数のデータ（継続参加者数、アンケート等）を分析していき、適切な指標を検討する。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局福祉サービス部 障害福祉課
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	障害者（児）総合相談支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	【法令】障害者総合支援法第77条第1項第3号及び第77条の2 【国通知】地域生活支援事業等の実施について	
事業開始年月日	■ 障害者（児）総合相談支援（平成18年10月開設） ■ 基幹相談支援センター（平成24年10月開設）	
最終改正年月日	【国通知】令和4年3月30日改正	
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	■ 障害者（児）総合相談支援：障害者等の生活に関する相談に応じて、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行う。 ■ 基幹相談支援センター（ふらっと船橋）：①総合的・専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行・地域定着の促進 ④地域生活支援拠点における相談機能の中心的役割	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成18年度障害者自立支援法の施行により、本市は市内障害福祉事業所等で組織される任意団体（その後NPO法人へ移行）「船橋福祉相談協議会」に当該事業を委託し、三障害（高次機能障害、難病等含む）を一元化した相談・支援業務を開始した。また、平成24年度の障害者総合支援法への改正により、地域生活支援事業の必須事業として、基幹相談支援センターを同法人に委託し開設した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年10月障害者（児）総合相談窓口開設</li> <li>・平成24年10月基幹相談支援センター（ふらっと船橋）開設</li> <li>・平成30年度自立支援協議会の提言を受け、令和元年10月より地域生活支援拠点事業における相談機能の連携を強化するため、中心的役割を基幹相談支援センターにて担うこととなった。</li> <li>・令和元年度自立支援協議会提言を受け、利用者の利便性向上や支援員の負担軽減を図り相談支援の質の向上を目指すため、総合相談窓口を複数か所開設することとした。令和2年11月、中部地域「テレサ会」、令和4年度西部地域「ヴェルフ藤原」に当該事業を委託し、現在市内3カ所の総合相談が稼働している。今後は、北部・東部地域への開設を進め、最終的には市内5カ所の総合相談窓口設置を予定している。</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市内在住の障害者等とその家族等	情報提供、福祉サービスの利用援助、困難ケース対応、権利擁護に関する支援
	市内の相談支援事業所	事業所への助言、地域の相談機関との連携強化、事例検討会等

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	75,247	84,329	85,636	90,156
	うち一般財源	66,255	69,503	70,611	75,069
	決算(見込)額	74,163	80,596	84,933	89,530
対象者数・ 交付件数など	相談件数	14,186	18,250	23,541	22,408
	新規相談者数	351	501	557	720

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	不明
国・県補助	あり	重層的支援体制整備事業交付金（補助率：国1/2、県1/4）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	3月～7月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	総合相談定例会への参加・月例報告の処理（毎月）、評価報告・契約事務（年1回）、研修会等の開催に係る事務（年2～3回）				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	8人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局福祉サービス部 障害福祉課
事業名称	障害者（児）総合相談支援事業費

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の継続性・安定性	市内障害者数の増加に伴い、本事業の新規相談者数は増加傾向にある。また、特性上相談対応が長時間になることがあるため、支援の質を維持することが困難になってきている。	現在の委託先事業者に加えて、新たに対応可能な事業者のリストアップを行う。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の継続性・安定性	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 子育て給付課
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市児童福祉施設入所費用等助成規則	
事業開始年月日	昭和54年4月1日	
最終改正年月日	令和3年7月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設に入所措置されている児童の保護者等の経済的負担の軽減</li> <li>児童福祉の増進に寄与</li> </ul>	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、または里親等への委託を受けている児童の保護者等に対し、利用者負担額や入所又は委託の後に要する費用の全部または一部を助成することにより、保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>※乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設への入所措置児及び里親・小規模住居型児童療育事業に委託された児童については、子育て給付課が所管、それ以外の障害児の通所等については療育支援課が所管している。</p>	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	不明	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	児童福祉法その他の法令改正に伴う制度改正はあったが、いずれも制度自体の見直しではない。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、又は里親等への委託を受けている児童の保護者等	助成基準額は世帯の扶養義務者の税額等による階層区分による

## 2. 事業実績

子育て給付課		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,182	915	993	1,400
	うち一般財源	1,182	915	993	1,400
	決算(見込)額	717	1,620	1,598	1,477
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	13	18	19	15
	助成実保護者数	8	13	13	11

療育支援課		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	381	432	758	936
	うち一般財源	381	432	758	936
	決算(見込)額	326	256	716	928
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	2	2	11	15
	助成実保護者数	2	2	11	15
		入所(2)多子(0)	入所(2)多子(0)	入所(5)多子(6)	入所(5)多子(11)

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	参考 ※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 (国→都道府県・指定都市・児童相談所設置市) ※児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則 (県→県内児相)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回程度(職員1人あたり2時間程度を職員2人で執行)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)



## 評価結果

所管課	健康福祉局こども家庭部 子育て給付課
事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	・近年、虐待を理由とする措置入所が増加しており、経済的負担の軽減という目的に即していないケースがある。	・経済的な困難が虐待の原因になっているケースもあることから入所の実態把握を行い、本事業の制度内容や実態が目的である経済的負担の軽減に即しているか検証を行う。
2 事業や事務のあり方	・R8の市児童相談所の開設に伴い、入所措置や負担金の賦課等の一連の業務が県から市に移譲される予定である。そのため、利用率への助成事務の効率化等を検討する余地がある。	・事務効率化や本事業のあり方について検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	—	—
2 事業や事務のあり方	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 こども家庭支援課
-----	----------------------

## 1. 基本情報

事業名称	母子家庭等就業・自立支援センター事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱	
事業開始年月日	平成15年6月24日（前身である「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」当初通知日）	
最終改正年月日	令和5年7月4日（国要綱直近改定日）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行うこと。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	ひとり親家庭の親、ひとり親家庭の20歳以下の児童及び寡婦（ひとり親家庭で養育していた児童が20歳を超えた母子家庭の母）、離婚前で支援が必要な者に、セミナーや相談、講習会等の各種就業支援事業をおこなう。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	国庫補助及び国要綱を背景に実施している事業である。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度より、父子家庭にも対象が拡大された。</li> <li>・ひとり親家庭等の生活状況を踏まえ、パソコン講習会においては、託児コーナーの設置や土曜日の講習を実施している。</li> <li>・平成28年度からは事業の対象を母子家庭及び父子家庭の児童（20歳未満）にも拡大して事業を実施している。</li> <li>・令和2年度から医療事務資格取得講習会を実施し、令和3年度からは登録販売者資格取得講習会を追加で行っている。</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	ひとり親の親・児童・寡婦	就職技能習得講習会委託（パソコン・医療事務・登録販売者） R4委託費契約額3,480,100円:国庫補助率1/2
	ひとり親の親・児童・寡婦	就職準備・離転職セミナー 2回 R4報酬費支払額66,000円:国庫補助1/2

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	4,179	4,698	5,058	4,204
	うち一般財源	2,090	2,351	2,529	2,102
	決算(見込)額	3,078	2,758	3,792	3,615
対象者数・ 交付件数など	参加延べ数	153	72	129	109

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月～5月、8月～9月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工	1.0人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	健康福祉局こども家庭部 こども家庭支援課
事業名称	母子家庭等就業・自立支援センター事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 有効度調査	年に1回、事業の有効度について受講者への就労状況調査を実施しているが、結果には個人差があるため単年度では有意な調査結果とならず次の事業に反映しきれていない。	過年度分も調査対象期間に含めるなど、就労状況調査をより充実させ、調査結果をもとに事業へ反映させていく。
2 事業内容	事業内容の選定方法に客観性が不足している。	

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 有効度調査	—	—
2 事業内容	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育入園課
-----	-------------------

## 1. 基本情報

事業名称	保育士養成修学資金貸付事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市保育士養成修学資金貸付条例 船橋市保育士養成修学資金貸付条例施行規則	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
最終改正年月日	令和3年3月31日（規則）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	将来、船橋市内の保育所等において保育士として勤務しようとする者に対し、保育士養成修学資金を貸し付け、その修学を支援することにより、市内における保育士の確保を図ることを目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	指定保育士養成施設に在学する者のうち、将来、船橋市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者に対し、修学資金を貸し付けるもの。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市内待機児童対策の一環として保育士不足を解消するため、市内の保育所等で保育士として勤務しようとする方への修学資金貸付制度を創設することになった。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日 条例・規則施行</li> <li>令和 3年4月1日 改正規則施行（卒業後の対象施設に「幼保連携型以外の認定こども園」を追加）</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	指定保育士養成施設に在学する者のうち、将来、船橋市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある者	貸付決定後、在学する学校を卒業するまでの間において、正規の修学期間の月数を限度に月額30,000円を貸し付ける。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	68,760	64,080	61,560	66,240
	うち一般財源	68,760	64,080	61,560	57,070
	決算(見込)額	60,660	60,300	63,900	66,960
対象者数・ 交付件数など	新規貸付対象者	70人	72人	86人	86人
	継続貸付対象者	105人	99人	94人	104人

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3～7月、1月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.6人工	0.3人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育入園課
事業名称	保育士養成修学資金貸付事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 借受者の書類等提出遅滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>借受者からの書類提出に遅滞がみられる。</li> <li>口座振替又は納付書による納付で実施している。返還者の中には、就業等により銀行へ行く時間がない等の理由により遅滞している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規貸付時に借受者のメールアドレスを把握し書類提出を促す。</li> <li>書類遅滞者に対し、催告の頻度を増やす。</li> <li>口座振替依頼書により口座振替を行いやすくする。</li> </ul>
2 背景の変化	—	—

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 借受者の書類等提出遅滞	—	—
2 背景の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は本市の待機児童数が全国上位となったことを背景とし、その緊急対策として開始したものである。</li> <li>依然待機児童は解消されていないものの、事業開始当初に比べると、現在の待機児童数は減少傾向になっており、実施背景となった課題は薄れ、恒常的な保育士確保策へ変化しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>依然として市内全域で保育士不足が続いていることから、本事業の現状分析を行う。</li> <li>実施背景の変化も踏まえ、本事業の必要性について検証する。</li> </ul>

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育運営課
-----	-------------------

## 1. 基本情報

事業名称	地域交流事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	児童福祉法第48条の4 保育所保育指針	
事業開始年月日	平成7年	
最終改正年月日	平成23年	
事業目的 (実現・達成したいこと)	近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。 こうした中、保育園を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者に対して保育所の知見や経験を活かし支援を行う。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	公立保育園全園において、地域の未就学児を子育てしている保護者に対し、子育てに関する事柄について情報提供と相談及び助言を行う。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	保育園の役割として地域の子育て支援が位置づけられていることに加え、市として地域子育て支援をどう充実していくか見直す中で、現在の形での事業となった。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	地域子育て支援として平成7年より各園で行っていた。 以前は国庫補助金の交付（2/3）を受けていた。（現在、補助制度は無し） 平成23年より今までの地域交流をさらに充実させていくため、保育園と児童ホーム等の子育て施設が協力・連携し、それぞれの特徴を生かした子育て支援事業を行っている。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	未就学の子と保護者	園庭開放、育児講座、保育園であそぼうの会、児童ホームとの連携事業

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	920	920	920	933
	うち一般財源	920	920	920	933
	決算(見込)額	776	643	0	0
対象者数・ 交付件数など	園庭開放	823世帯	0世帯	0世帯	0世帯
	育児講座	1,848世帯	0世帯	0世帯	0世帯
	保育園であそぼうの会	1,388世帯	0世帯	0世帯	0世帯



### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	10月～11月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	育児講座：月1回、園庭開放：週1～5日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2～3人工			
	従事者数	2～3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育運営課
事業名称	地域交流事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 保育士の負担	・交流会（育児講座）の予約受付や準備等が保育士の負担となっている。	・地域交流事業は参加世帯が近年減少傾向にあり、1回あたりの参加世帯も少ない状況である。 ・一方、船橋市は児童ホームが充実しており、参加人数も多い。 ・そのため重複している事業を整理したうえで、保育所と児童ホームとで役割を明確化する。
2 児童ホームの事業との重複	・児童ホームでも未就学児とその保護者を対象とした事業や相談会を定期的で開催しており、本事業と重複している。	・地域交流事業では保育所ではしか実施できない事業に限定して実施することで、保育士の負担軽減を図る。
3 孤立した子育て家庭への支援	・国の『こども未来戦略方針』では、未就園児を含めた子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えているとされている。 ・本事業は、こうした保護者を対象としているが、現在行っている事業の周知がホームページ及び保育所へのポスター掲示であるため、外部との交流が遮断されがちの孤立した子育て家庭には事業の情報が目につきにくい。	・未就園児の保護者の「孤立した育児」に対する支援の役割をより広く果たせるよう、4か月検診や1歳6か月検診等の機会を捉えた案内など、積極的な周知を検討し本事業の認知度向上を図る。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 保育士の負担	—	—
2 児童ホームの事業との重複	—	—
3 孤立した子育て家庭への支援	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
-----	-------------------

## 1. 基本情報

事業名称	心身障害児入学祝金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市中心身障害児入学祝金の支給に関する規則	
事業開始年月日	昭和56年4月1日	
最終改正年月日	平成30年7月5日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	学校に入学した心身障害児の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、心身障害児の福祉の増進に資する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	学校教育法第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に入学した者の保護者に心身障害児1人につき8,000円を支給する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和56年の国際障害者年を契機に障害児の福祉の増進に資することを目的に規則が制定された。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和56年4月1日 事業開始。 平成24年7月9日 住所要件から「外国人登録原票に登録されている者」を削除。 平成30年7月5日 申請の際の請求書を廃止。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	特別支援学級(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校)、または特別支援学校の小・中・高等部に入学した児童・生徒の保護者	心身障害児1人につき8,000円を支給する。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,000	2,000	2,000	2,200
	うち一般財源	2,000	2,000	2,000	2,200
	決算(見込)額	2,256	2,032	2,336	2,648
対象者数・ 交付件数など	支給者数	282人	254人	292人	331人

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	5月～7月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.0人工		
	従事者数	5人	3人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局子ども家庭部 療育支援課
事業名称	心身障害児入学祝金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 目的と手段 の不一致	入学祝金の支給は障害児の福祉の増進に資することを目的として始まった事業であると思われるが、時代の変化や他の障害福祉サービス等の充実に伴い、現在において目的に沿っているか不明である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害児の福祉の増進に寄与することが目的であるため、個人に対する祝金の支給ではなく、心身障害児への支援施策を充実させる。</li> <li>・他市での実施状況等を勘案し、支援の充実に向け、事業の在り方について引き続き検討する。</li> </ul>
2 制度の公平 性	入学者を対象としているため、入学後に在籍することとなった場合には支給されない等、制度の公平性に疑義がある。	

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 目的と手段 の不一致	-	-
2 制度の公平 性	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
-----	-------------------

## 1. 基本情報

事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市児童福祉施設入所費用等助成規則	
事業開始年月日	昭和54年4月1日	
最終改正年月日	令和3年7月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害児入所施設に入所している児童の保護者及び児童発達支援を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、児童福祉の増進に寄与する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	児童福祉施設若しくは児童発達支援事業を利用し、又は里親委託を受けている児童の保護者又は扶養義務者に対し、利用者負担額や委託に要する費用を助成する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成17年の児童福祉法改正によって契約利用制度が導入される以前は家庭の事情等により、養育が困難になった児童等も措置による入所が行われており、そうした家庭に対する支援措置であったようにうかがえるが、詳細は不明。なお、現在の措置入所の多くが虐待によるものである。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年10月 児童福祉法の一部改正により、措置のみでなく契約利用者に対しても利用者負担額の助成を開始。</li> <li>平成19年4月 障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育園、幼稚園等を利用する兄弟がいる場合、障害児通所支援を利用する第二子以降の児童の利用者負担額を軽減する多子軽減制度を開始。</li> <li>平成26年4月 国の制度で多子軽減が開始されたため、国制度の軽減を受けた後の額に対し助成するように制度を変更。</li> <li>令和3年7月 県の規則が改正されたことに伴い、所得税額での判定から市民税額での判定に変更。また、申請の際の請求書を廃止。</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	通所施設を利用している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(児童発達支援センター)</li> <li>児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用している未就学児に、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用している兄・姉がいる場合、利用者負担額の一部または全額を助成</li> </ul>
	障害児入所施設に入所している児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税が非課税の世帯に対し利用者負担額の全額を助成。(契約入所)</li> <li>児童相談所から障害児入所施設に入所措置の決定を受けた者の収入に応じた徴収支払金の一部を助成</li> </ul>

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	381	432	758	936
	うち一般財源	381	432	758	936
	決算(見込)額	326	256	717	928
対象者数・ 交付件数など	助成実児童数	2	2	11	15
	助成実保護者数	2	2	11	15
	内訳	入所(2) 多子(0)	入所(2) 多子(0)	入所(5) 多子(6)	入所(5) 多子(10)

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	申請の都度 (月に1～2件)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	0.0人工		
	従事者数	1人	0人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
事業名称	児童福祉施設入所費用等扶助費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	・近年、虐待を理由とする措置入所が増加しており、経済的負担の軽減という目的に即していないケースがある。	・経済的な困難が虐待の原因になっているケースもあることから入所の実態把握を行い、本事業の制度内容や実態が目的である経済的負担の軽減に即しているか検証を行う。
2 事業や事務のあり方	・R8の市児童相談所の開設に伴い、入所措置や負担金の賦課等の一連の業務が県から市に移譲される予定である。そのため、利用料への助成事務の効率化等を検討する余地がある。	・事務効率化や本事業のあり方について検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 実態と目的の乖離の可能性	-	-
2 事業や事務のあり方	-	-



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	環境部 資源循環課
-----	-----------

## 1. 基本情報

事業名称	清掃総務諸経費（資源物とごみの分別ガイド・リサちゃんだよりプラス）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	
事業開始年月日	平成30年度（30年度に全戸配布、令和3年度から転入者向けに作成）	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	一般廃棄物の減量及び資源化に関する市民の自主的な活動の促進 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する市民の意識の啓発	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	転入世帯への配布及び市役所本庁舎を含む市施設の窓口に配架することで、ごみの分別や適正排出等についての周知を行い、ごみの減量及び資源化の促進を図る。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成30年度に家庭系可燃ごみの収集回数を週3回から2回へ見直した際に、雑がみの分別をすることでごみの減量をして頂く必要があり、雑がみの分別等ごみの分別を詳細に記載した本ガイドを作成し、町会・自治会経由で全戸配布した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成30年度 240,000部（全戸配布） 令和3年度 30,000部（配布開始は令和4年度）転入者および希望者に配布 令和4年度 30,000部（配布開始は令和5年度）転入者および希望者に配布	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	転入者および希望者	転入時に配布および希望者へ配布

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当該事業費 ※（）内は事業費全体 (単位：千円)	当初予算額	0	0	492(3046)	492(3134)
	うち一般財源	0	0	292(2846)	172(2814)
	決算(見込)額	0	0	492(2438)	492(2160)
	広告収入決算(見込)額			200	320
対象者数・ 交付件数など				転入世帯及び希望者 30,000部	転入世帯及び希望者 30,000部

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	12月～2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	環境部 資源循環課
事業名称	清掃総務諸経費（資源物とごみの分別ガイド・リサちゃんだよりプラス）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他課事業との類似	クリーン推進課所管の「船橋市の家庭ごみの出し方」と類似している点がある。	クリーン推進課と掲載内容等の調整を行う。

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他課事業との類似	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	環境部 クリーン推進課
-----	-------------

## 1. 基本情報

事業名称	一般廃棄物適正排出事業費(家庭ごみの出し方・リサちゃんだより)	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市廃棄物の減量・資源化及び適正処理に関する条例	
事業開始年月日	不明	
最終改正年月日	平成31年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	一般廃棄物の減量及び資源化に関する市民の自主的な活動の促進 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する市民の意識の啓発	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市民に対し、町会・自治会を通じて「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」を加入世帯等へ配布し、また、市役所本庁舎を含む市施設の窓口に配架することで、ごみの分別や適正排出等についての周知を行い、ごみの減量及び資源化の促進を図る。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成8年に有価物のステーション回収を開始し、平成9年にペットボトルの拠点回収開始に伴い、船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年7月1日廃止）の第3条「市は一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする」に基づき、パンフレットを作成して啓発を図った。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	令和元年度より、各年度290,000部作成 町会・自治会を通じて、町会・自治会加入世帯に配布依頼。 かつては、祝日にごみの回収が「ある」「ないか」のごみ出しカレンダーとして活用、現在では、祝日においても、常にごみの回収を行っており、ごみの分別等を中心にパンフレットを作成している。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	市内全世帯（町会・自治会を通じて加入世帯に配布、その他希望者に公共施設で配布）、転入者	要件なし。単価は令和元年度～3年度が7.50円、令和4年度が9.45円。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当該事業費 ※ ( ) 内は事業費全体 (単位：千円)	当初予算額	2,393 (7,095)	2,616 (6,150)	2,616 (6,497)	2,616 (6,256)
	うち一般財源	1,097 (5,799)	1,320 (4,854)	1,216 (5,097)	1,296 (4,678)
	決算(見込)額	2,393 (6,745)	2,393 (5,501)	2,393 (6,212)	3,015 (6,368)
	広告収入決算(見込)額	1,400	1,320	1,360	1,360
対象者数・ 交付件数など	発行部数	290,000部	290,000部	290,000部	290,000部

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	例年12月～2月頃				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工 ※繁忙期中、1か月あ たりの平均人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.1人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	2人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	環境部 クリーン推進課
事業名称	一般廃棄物適正排出事業費(家庭ごみの出し方・リサちゃんだより)

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他課事業と類似	資源循環課所管の「資源物とごみの分別ガイド」と類似している点がある。	資源循環課と掲載内容等の調整を行う。
2 近隣市との比較	近隣市との比較を行うと、船橋市が現状行っている全戸配布・町会自治会を通じての配布を行っていない市が多く見られた。また、従来は祝日のごみ回収実施の有無を毎年周知する必要があったが現在では全ての祝日で回収を行っている。	配布方法の検討を行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 他課事業と類似	-	-
2 近隣市との比較	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 商工振興課
-----	-----------

## 1. 基本情報

事業名称	若者就労支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	ふなばし地域若者自立支援ネットワーク協議会設置要綱 ふなばし地域若者サポートステーション事業実施に関する覚書 船橋市若者就業支援事業費補助金交付要綱	
事業開始年月日	(1)平成26年4月1日 (2)平成19年4月1日	
最終改正年月日	令和4年7月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	国や県と連携し若年者の就労支援や就労環境の改善を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	(1)ふなばし地域若者サポートステーション事業 習志野市とともに、厚生労働省からの委託を受けふなばし地域若者サポートステーションを運営する事業者、働くことに課題を抱える若年者を対象とした市独自の就労支援事業を委託する。 (2)ジョブカフェちばへの補助金 千葉県から委託を受けジョブカフェを運営する事業者、当該施設の円滑な管理・運営のため、若者の就業支援事業に係る経費の一部を補助する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	(1)厚生労働省委託『若者自立支援ネットワーク整備モデル事業』として、平成18年度から全国25か所始まり、平成26年度にふなばし地域若者サポートステーションが設置される。現在は全国に177か所設置されており、地方自治体の業務として地域の実情に応じて心理カウンセリングや若者キャリア開発プログラムなどに取り組むことが求められている。 (2)平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、平成16年度にジョブカフェちばが設置される。若年者が雇用関連サービスを1か所ですべて受けられるようにワンストップサービスセンターとしての役割を担っている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	(1)設置当初より市独自の委託事業を行っている。令和2年度より内閣府が実施した「就職氷河期世代支援プログラム」による支援対象年齢引上げに伴い、市の委託事業についても令和2年度より支援対象年齢を引上げた。併せて就職氷河期世代を支援するキャリアコンサルタントを設置した。また、同年より習志野市からの負担金が増加された。 (2)若者の就労環境に変化が生じる中で、設置から約20年が経過したことから、補助金のあり方について見直しの検討を進めることとする。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	(1)地域若者サポートステーション	独自事業を委託している (若者キャリア開発プログラムの実施、イベント・ボランティア活動、保護者を対象とした講演会の実施、学び直し支援、保護者の会、土曜相談、出張個別相談会)
	(2)ジョブカフェちば	ジョブカフェちばで実施する若年者就業支援センター事業への補助金10,000,000円の交付

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	25,863	33,273	33,413	33,363
	うち一般財源	25,833	29,370	29,510	29,479
	決算(見込)額	25,833	33,376	33,259	33,343
対象者数・ 交付件数など	(1) 進路決定者数	160	132	140	149
	(1) 決定率	96.3%	89.7%	81.3%	90.3%
	(2) 進路決定者数	2,848	1,904	2,015	1,554
	(2) 決定率	76.6%	85.6%	72.0%	63.4%

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	(1)地域就職氷河期世代支援加速化交付金 (就職氷河期支援に対して補助率3/4) (R2～6 ※予定)
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	(1)若者就労支援事業費負担金(習志野市) (R2～)

## 4. 業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	都度対応				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.8人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)



## 評価結果

所属名	経済部 商工振興課
事業名称	若者就労支援事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 サポステの新たな運営事業者との関係構築	ふなばし地域若者サポートステーションは、一般的な就職活動が困難な若者への支援を実施しており、目標値としては国の指標と同様に新規登録者数に対する就職者数の率を設定、おおむね9割と高い水準を達成している。 令和5年度から委託先事業者が変更となったため、引き続き目標を達成できるよう事業者との連携を図っていく必要がある。	従来の事業の継続と新しい事業者のノウハウを取り入れながら、市民が利用しやすい施設づくりを検討する。
2 ジョブカフェちばへの補助金の在り方	ジョブカフェちばは、若年者向け就業支援全般を行う千葉県の施設であり、国のモデル事業として平成16年度に設置され、モデル事業終了後の平成19年度以来、船橋市は県から施設運営を委託された団体に対し補助金を支出している。 同補助金を支出している市町村は本市のみであり、また、設置から約20年が経過し、若者の就労環境に変化が生じる中で、利用者における本市市民の割合も減少してきているため、市として補助金を支出する意義が薄れてきている。	設置から約20年が経過し、若者の就労環境に変化が生じる中で、船橋市民の利用者数が減少しており、本市のみが補助金を支出していることから、補助金の見直しを行うこととした。このため、千葉県等と協議を重ねた結果、令和5年度をもって交付を終了する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 サポステの新たな運営事業者との関係構築	-	-
2 ジョブカフェちばへの補助金の在り方	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	野菜生産出荷安定事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市野菜生産出荷安定事業補助金交付要綱（昭和49年5月1日施行）	
事業開始年月日	昭和49年5月1日	
最終改正年月日	平成25年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市場における野菜の価格が著しく低落した時に、生産者に対し、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金を交付することにより、野菜の生産と出荷の安定化を図り、野菜生産及び出荷の安定的拡大と農業経営の安定を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	野菜の生産と出荷の安定化を図るため、市場における野菜の価格が著しく低落した時に生産者に対し、船橋市野菜生産出荷安定事業補助金を交付する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	野菜生産は気象その他の影響を受けやすく、価格は常に変動を繰り返している為、船橋で作られる野菜の中で、価格変動の激しい「にんじん、キャベツ」を対象に事業が始まり、昭和53年から「きゅうり、ダイコン、ねぎ」が、昭和55年から「ほうれんそう」が追加された。その後、「にんじん」については国の「野菜生産出荷安定事業」へ移管、「キャベツ」については国の「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」へ移管された。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	昭和53年4月1日：「きゅうり、ダイコン、ねぎ」を対象作物に追加 昭和55年4月1日：「ほうれんそう」を対象作物に追加 昭和58年10月1日：「ダイコン」の栽培体系の変化に伴い、「ダイコン」の対象期間を変更 昭和59年4月1日：「にんじん」を国の「野菜生産出荷安定事業」へ移管 平成12年4月1日：「キャベツ」を国の「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」へ移管	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	<p>対象者：出荷組合を構成（5戸以上）し、農業協同組合を通じて市場へ共同出荷している生産者</p> <p>対象品目(対象期間)：ダイコン・ネギ・ホウレンソウ(11/11～12/20) キュウリ(9/20～10/20)</p> <p>内容：市場価格が保証基準額以下に下落した場合＝(保証基準額－市場価格)×0.8×0.3 市場価格が最低基準額未満に下落した場合＝(保証基準額－最低基準額)×0.8×0.3 ※保証基準額等は千葉県青果物価格補償事業の「保証基準額等」を準用する</p>	

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,400	2,400	1,600	1,600
	うち一般財源	2,400	2,400	1,600	1,600
	決算(見込)額	487	3,717	3,977	2,426
対象者数・ 交付件数など	対象者数(ダイコン)	13	19	18	13
	対象者数(ネギ)	8	4	16	12
	対象者数(ホウレンソウ)	0	28	52	20
	対象者数(キュウリ)	0	0	0	0

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	1月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	補助金事務 (随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	経済部 農水産課
事業名称	野菜生産出荷安定事業費補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 効果を未把握	事業目的は、野菜生産及び出荷の安定的拡大であるが、補助金の効果を定量的に判断する指標が定まっていない。	効果を定量的に判断する指標を検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 効果を未把握	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	施設園芸再整備補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市農林水産業振興事業補助金等交付要綱 施設園芸再整備事業事務指針	
事業開始年月日	平成21年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	都市化の進展に伴う優良農地の減少や生産環境の悪化に対処するため、生産性の高い施設園芸を支援し、持続性の高い都市農業の振興を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	既設農業用ハウスの張替、省エネルギー型暖房機の入替にかかる補助対象経費の3/10を補助する。なお、被覆材の張替は900円/㎡、省エネルギー型暖房機等は390千円/台を上限としている。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	各種農業資材等の価格高騰により、農業経営は大変厳しい状況にある。又都市化の進展に伴い優良農地の減少や生産環境の悪化が急速に進んでおり、これらの問題に対処し、市内の持続性の高い都市農業を振興するため、施設の整備は不可欠である。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年7月19日から「被覆材にはカーテン、防虫網等を含むものとする」の要件を追加</li> <li>令和元年7月24日から「1事業あたり20a以上の施設であること」の要件を撤廃</li> <li>令和4年4月1日から1度実施した施設についても、張り替えた資材の耐用年数を超えれば使用できるようになった。</li> </ul>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費 既設ハウス施設において、使用年数を経過した設備の更新をする場合にかかる経費（工事請負費・施設修繕費・消耗品費・備品購入費・原材料費）。ただし、被覆材は5年以上使用できるものとする。</li> <li>補助対象者 農業者が組織する団体（3戸以上）なお、農業共済等加入を努力義務とする。</li> <li>補助金等の額 補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。（なお、被覆材の張替は900円/㎡（上限）、省エネルギー型暖房機等は390,000円/台（上限）とする。）</li> </ul>	

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	4,545	3,195	1,575	10,121
	うち一般財源	4,545	3,195	1,575	10,121
	決算(見込)額	4,387	2,850	1,130	6,894
対象者数・ 交付件数など	J A ちば東葛管内	9	4	0	7
	J A いちかわ管内	9	1	4	7

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	補助金事務 (随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	経済部 農水産課
事業名称	施設園芸再整備補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準等	今後、都市化の影響により、優良農地がより減少すると考えられることから、限られた財源の中で、より効果的に都市農業を振興できる補助金のあり方を検討する必要がある。	持続性の高い都市農業を振興するため、使用されている被覆材や農家の現状を把握の上、現状の予算の範囲内で、適切な補助要件や水準等について検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助水準等	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	さわやか畜産総合展開事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市補助金等の交付に関する規則 船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱	
事業開始年月日	平成23年4月1日	
最終改正年月日	平成28年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	畜産農家から出る有益な家畜ふん尿を有機質資源として、高品質な堆肥化の推進と地元耕種農家への流通促進を図り、地域環境と調和の取れた耕畜連携による活力ある畜産農家の経営安定化を支援する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	畜産農家が糞尿の適正処理として高品質な堆肥を生産し耕種農家に販売することに対し、販売額の30%を補助することで畜産経営の安定的な運営を支援するもの。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成11年に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、畜産農家は糞尿処理施設を導入し堆肥生産を開始した。市内畜産農家が生産する高品質な堆肥の耕種農家への流通を促進するため下記の支援を開始した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成11年 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行 平成14年 「畜産環境整備事業」を実施し、糞尿処理施設（堆肥生産に必要な堆肥盤等の整備）の導入を支援。以降、耕種農家（船橋市園芸協会会員）を対象とした「地力増進対策整備事業費補助（市単）」の補助対象に市内畜産農家が生産する堆肥が含まれる 平成22年度 「地力増進対策整備事業費補助」を廃止、支援先を堆肥を生産する畜産農家に変更 平成23年度 「さわやか畜産総合展開事業」とし、船橋市畜産協会会員が生産する堆肥に対し1,000m <sup>3</sup> を上限に1,000円/m <sup>3</sup> を補助 平成24年度 上限を2,000m <sup>3</sup> とし、1,000円/m <sup>3</sup> を補助に変更 平成28年度 販売額に対し30%以内を補助に変更	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市畜産協会（牛ふん7軒・鶏ふん1軒・馬ふん1軒）	販売額に対し30%以内



## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,500	1,500	1,300	1,000
	うち一般財源	1,500	1,500	1,300	1,000
	決算(見込)額	1,141	1,332	909	496
対象者数・ 交付件数など	販売量 (m <sup>3</sup> )	1,673.00	2,018.00	1,534.67	1,068.25
	販売農家数 (軒)	97	111	83	—

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	年度末				
業務頻度 (年1回・月1回など)	4月、1月、2月、3月				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

**(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	補助金の算定方法の見直し	現在は、畜産農家が糞尿の適正処理として堆肥を生産し耕種農家に販売することに対して、販売額の30%を補助しているが、堆肥の流通促進をより効果的に進めるために、補助金額の算定方法を見直す必要がある。	堆肥の流通促進をより効果的に行う補助金の仕組みの検討を行う。

**(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	補助金の算定方法の見直し	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	農産物ブランド推進事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市農林水産業振興事業補助金等交付要綱 船橋市農業振興計画	
事業開始年月日	平成19年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内はもとより県内、県外でPRを実施し、ブランド化を推進する品目の認知度及び価値の向上をさせ、販売単価の向上を図ることで生産者の経営向上を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	梨、人参、小松菜、枝豆のブランド化を図るため、消費者向けに市内外でPRイベントを行い知名度の向上に努める。また、ブランド価値及び消費拡大を図るため出荷用資材に助成を行っている。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成18年に西船橋の小松菜生産団体から小松菜のブランド化について要望があり、翌年から事業を開始。その後、枝豆、梨、人参の生産団体からブランド化についての要望があがり現在にいたる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成19年度 対象者JA西船橋（現JAちば東葛）小松菜のブランド推進を図るため開始。補助率は75%。 平成20年度 対象品目に枝豆を追加。それに伴い対象者をJA及び枝豆の生産者団体を追加。補助率は75%。 平成22年度 対象品目に梨、人参追加。それに伴い対象者をJA及び梨、人参の生産団体を追加。補助率は75%。 令和元年度 梨・小松菜・枝豆は補助率を75%から50%に改正。人参は変更なし75%。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	補助対象者	農業協同組合、船橋市園芸協会、船橋市果樹園芸組合、ちば東葛農業協同組合西船橋葉物共販組合、ちば東葛農業協同組合西船橋枝豆研究会、JAいちかわ船橋人参共販委員会、JAいちかわ船橋梨選果場運営委員会
	補助対象経費	農水産のブランド化を推進するために要する下記経費 ・旅費（PRイベント等出張生産者旅費） ・役務費（広告料、通信運搬費、検査手数料） ・委託料（会場設営費、イベント司会者委託料） ・需用費（消耗品費、印刷製本費、PR用農産物購入費） ・備品購入費
	補助金等の額	補助対象経費に、品目ごと以下の補助率を乗じて得た額の予算の範囲内とする。梨・小松菜・枝豆 0.5、人参 0.75 (ただし、にんじん段ボール資材費は市川市農業協同組合と協調とし、補助限度額を300万円とする。) なお、一事業主体あたり補助限度額等を1,000万円とする。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	9,673	3,302	3,573	6,336
	うち一般財源	9,673	3,302	3,573	6,336
	決算(見込)額	6,426	1,554	1,751	4,959
対象者数・ 交付件数など	交付件数	7	3	6	4

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	4月～9月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	イベント調整・開催業務(4月～9月) 補助金事務(随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	経済部 農水産課
事業名称	農産物ブランド推進事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ブランドの継続性・安定性	・ブランド農産物等はJAと行政が共同で推進していることが多く、本市においてもJA単独でのブランド推進は財政面や人員面で困難である。	・ブランド確立の度合いに合わせて補助率を段階的に引き下げるが、事業を継続しながら取組の検証やJAへのフィードバックを行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ブランドの継続性・安定性	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

## 1. 基本情報

事業名称	水産物ブランド推進事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日施行） 船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱（平成13年4月1日施行）	
事業開始年月日	平成18年4月1日	
最終改正年月日	平成30年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	船橋産の魚介類のPR及びブランド化の推進のため、市内外に船橋産水産物のPRを行い、認知度を高める。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	スズキ、コノシロ、海苔、アサリ、ホンビノス貝等の水産物のブランド化を図るため、消費者向けに市内外でPRイベントをおこない知名度の向上に努める。また、消費拡大を図るための資材に助成をおこなっている。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成17年に船橋市漁業協同組合から海苔のブランド化について要望があり、翌年から事業を開始。その後、スズキ、ホンビノス貝などのブランド化についての要望があがり現在にいたる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成18年度 海苔のブランド化推進を図るため開始。補助率は75%。 平成30年度 主要3品のブランド認定を機に補助率を50%に改正。 ＜参考＞ 認定ブランド水産物 ①アサリ：「船橋三番瀬海苔」(「本場の本物」認定 H19.2.21認定 本場の本物推進協議会) ②スズキ：「江戸前船橋瞬みすずき」(「千葉ブランド水産物」 H27.11.2認定 千葉県) ③ホンビノス貝：「三番瀬ホンビノス貝」(「千葉ブランド水産物」 H29.11.20認定 千葉県)	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50会場にて82回イベントに出店し、船橋の水産物をPRした（令和元年度実績）。</li> <li>・消費拡大を図るため、直売所「三番瀬みなとや」で販売する際の資材に助成を行った。</li> <li>・船橋産ホンビノス貝、スズキを活用したTV番組取材対応に必要な資材、材料、交通費実費への助成をおこなった。</li> </ul>	

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,000	2,000	2,000	1,000
	うち一般財源	2,000	2,000	2,000	1,000
	決算(見込)額	1,575	395	79	65
対象者数・ 交付件数など	交付件数	1	2	1	1

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月～9月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	イベント調整・開催業務(4月～9月) 補助金事務(随時)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	経済部 農水産課
事業名称	水産物ブランド推進事業

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ブランドの継続性・安定性	・漁協単独でのイベント実施やPRは財政面や人員面から困難である。	・ブランドを維持するため、事業を継続しながら定期的な取組の検証や漁協へのフィードバックを行う。 ・市民意識調査等を活用し認知度を把握する。
2 ブランド水産物漁獲量の減少	・温暖化等による環境の変化や過剰な漁獲等によりホンビノス貝の漁獲量が近年減っており、安定的な供給が難しくなっている。	・船橋産ブランド水産物のレパートリーを増やすことで、1品目の漁獲に左右されず、ブランド全体の安定供給を図る。これにより、将来的なブランド力の維持を図る。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ブランドの継続性・安定性	—	—
2 ブランド水産物漁獲量の減少	—	—



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局道路部 道路計画課
-----	--------------

## 1. 基本情報

事業名称	バス停留所施設整備事業補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市補助金等の交付に関する規則 船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成12年9月4日	
最終改正年月日	令和4年1月20日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	公共交通機関としてのバスの利用を促進し、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持・整備を図ることを目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	路線バス事業者が行うバス利用促進等総合対策事業に要する経費の一部を補助する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市民や来訪客にバス利用を促進する上で、バス待ち環境の改善等の問題解決策を含めたバス停施設の整備効果や整備計画の検討を進め、平成26年度にバス停留所施設整備基本計画を策定し、整備を進めてきた。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づき、平成26年度から令和3年度にかけて上屋18基、ベンチ18基、スツール3基を整備した。 また同要綱では、移動等円滑化を目的とした超低床バス(ノンステップ)の導入について、事業者の負担が大きいため経費の一部について補助金を交付しており、令和3年度までに8台の導入に補助を行っている。	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	路線バス事業者	船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱に基づく

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,000	1,000	1,000	12,729
	うち一般財源	2,000	1,000	1,000	12,729
	決算(見込)額	0	360	632	11,556
対象者数・ 交付件数など	2号該当	-	-	-	大型4台、中型3台
	4号該当	-	-	-	1件(内訳システム2件)
	6号該当	-	ベンチ1基	上屋1基、ベンチ1基	-

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月～5月、3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	交付申請時、支払時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	0.5人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	1人	—	—

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	建設局道路部 道路計画課
事業名称	バス停留所施設整備事業補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ニーズの変化と要綱の見直し	要綱制定から20年以上経過し、制定当時と現在とで市民やバス事業者の需要も変化しているため、要綱が時代に即していない。	バス利用のさらなる促進のため、市民や事業者のニーズを把握し、要綱の改正を検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 ニーズの変化と要綱の見直し	バス停留所施設整備基本計画上の整備可能箇所の対応完了後も補助の見直しがなされていない。	・バス停留所の整備可能箇所は対応が完了していることから、国や県の動向を注視し、本事業の将来的なあり方を検討する。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局道路部 道路計画課
-----	--------------

## 1. 基本情報

事業名称	道路計画費（交通ビッグデータの活用検討）
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市交通ビッグデータ見える化協議会設置規約
事業開始年月日	令和2年6月29日
最終改正年月日	令和2年6月29日
事業目的 (実現・達成したいこと)	交通ビッグデータを活用し、市内の交通状況を「見える化」し、交通円滑化及び交通安全を相乗的に向上させることを目的としている。
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>市内の交通渋滞や交通安全を国から貸与を受けるETC2.0プローブ加工データや県警から貸与される事故データなどの交通ビッグデータを活用し、「船橋市交通ビッグデータ見える化協議会」で、客観的データに基づく、円滑化対策、安全対策を立案している。</p> <p>交通ビッグデータを活用することで、これまで地元要望や職員の経験、現地確認を踏まえた主体的な評価が中心であったが、データに基づく客観的な評価・分析が可能となり、根拠に基づく施策立案が実現できるようになった。</p> <p>立案された対策をもとに、交通円滑化に関しては、国道・県道部分については、国、県への要望、信号現示等については、警察へ要望、市道部分については、交通シミュレーションシステムを活用しながら、都市計画道路や交差点改良の優先整備箇所を選定を行っている。</p> <p>また、交通安全に関しては、「ゾーン30プラス」の整備等につなげている。</p> <p>さらに対策実施箇所については、最新のデータを用いて効果検証を行い、追加での対策の必要性も検討し、PDCAを回している。</p>
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	<p>市長の提案である、まちづくりの7つの指針にあった、「ビッグデータを活用した渋滞対策」をきっかけに国からETC2.0プローブ加工データの貸与を受けることができ、事業を開始。</p> <p>毎年度実施している市民意識調査でも、市の取組みや全般において、力を入れるべき施策として「交通渋滞の緩和や歩行者・自転車利用者の安全に配慮した幹線道路、生活道路の整備」の回答が約半数弱を占めており、これは過去5年以上常に上位1位となっている。</p> <p>そのことから、限りある予算の中で、データに基づき見える化を図り、効率的・効果的に整備を進めるため実施することとなった。</p> <p>さらに、ビッグデータを活用した事業を進めることが、国庫補助の重点項目となっている。</p>
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>【協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年8月25日 第1回船橋市交通ビッグデータ見える化協議会を開催</li> <li>令和5年1月までに計8回の協議会と計6回の対策部会を開催</li> </ul> <p>【対策完了箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年10月4日：国道14号西船橋駅前交差点（歩車分離式信号への変更）</li> <li>令和4年1月18日：塚田地区ゾーン30内安全対策の追加</li> <li>令和4年3月10日：古作地区「ゾーン30プラス」供用開始</li> <li>令和4年4月28日：薬円台交差点右折レーン設置</li> </ul>

事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	市民	客観的データに基づく、渋滞対策、安全対策
	国、千葉県、千葉県警察	客観的データに基づく、渋滞対策、安全対策の要望

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	-	21,000	1,500	2,100
	うち一般財源	-	21,000	1,500	2,100
	決算(見込)額	-	22,697	2,090	5,170
対象者数・ 交付件数など	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	6月～9月、12月～2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年6回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	建設局道路部 道路計画課
事業名称	道路計画費（交通ビッグデータの活用検討）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 分析データの活用等に専門性を要する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性が高い業務であり、外部機関との調整が多いことや情報の一元化が必要なことから、担当できる職員が限定されている。</li> <li>・また、交通シミュレーションシステムのマニュアルが整備されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で複数の担当者が活用できるようにするとともに、情報共有の方法や外部機関との円滑な調整を継続して行えるよう、交通シミュレーションシステムのマニュアルを整備する。</li> <li>・交通シミュレーションシステムの活用ができる職員の育成</li> </ul>

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 分析データの活用等に専門性を要する	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局道路部 道路建設課
-----	--------------

## 1. 基本情報

事業名称	歩道環境整備費（バス停留所）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（第10条） ②移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（第18条） ③船橋市が管理する道路に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（第18条） ④バス停留所施設整備基本計画（H27.3）（以下「基本計画」という。）	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
最終改正年月日	実施根拠④について、当初から改正なし	
事業目的 (実現・達成したいこと)	①高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進 ②路線バス利用者のバス待ち環境の改善	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	乗合自動車（路線バス）停留所に上屋、ベンチ、スツールを設置する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	路線バス利用者のバス待ち環境を改善するため、平成26年度に都市計画課が「バス停留所施設整備基本計画策定業務委託」を発注し、基本計画を策定した。平成27年度から基本計画に基づき道路建設課が整備を開始した。なお、基本計画で定められたバス停留所の整備は完了しており、現在は市民要望に基づき整備を行っている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	基本計画に基づき、優先順位が高く、かつ隣接地権者から同意が得られたバス停留所から工事着手していった。基本計画に基づく整備が完了した後は要望に基づく整備を行っている。なお、各年度の工事件数は以下のとおりである。 H27：7工事、H28：5工事、H29：5工事、H30：1工事、R1：1工事、R2：1工事、R3：2工事	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市道（駅前広場含む）にある路線バス停留所	バス待ち施設（上屋、ベンチ、スツール）を整備するための工事・委託を発注し、監督する。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,500	5,000	4,500	5,000
	うち一般財源	2,500	5,000	4,500	5,000
	決算(見込)額	3,335	3,896	6,070	299
対象者数・ 交付件数など	上屋	1箇所	1箇所	1箇所	0箇所
	ベンチ	1箇所	2箇所	3箇所	0箇所
	スツール	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	11月～3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	設計・積算1か月、契約事務1か月、工事準備1か月、施工管理・検査2か月				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)



## 評価結果

所管課	建設局道路部 道路建設課
事業名称	歩道環境整備費（バス停留所）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市ではバス事業者が自身で停留所の整備を行うことが一般的であり、市が整備している場合でも駅前広場等に限定されている。</li> <li>・一方、船橋市ではH26年度に定めたバス停留所施設整備基本計画に基づく整備は完了しており、現在は市民の要望等に基づいた整備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画で定めた整備はすでに完了していることから、事業を廃止する。</li> <li>・今後は市民要望に基づき、構造基準を満足し、周辺居住者の同意が得られた場合には個別に整備を検討していく。</li> </ul>

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の在り方	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局下水道部 下水道河川管理課
-----	------------------

## 1. 基本情報

事業名称	雨水浸透ます等設置費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	雨水浸透ます等設置事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	昭和61年4月1日	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	雨水の流出を抑制する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市民に補助金を交付することにより雨水流出抑制施設の設置を促す。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	市内の雨水排水整備が追い付いてなく、排水管（雨水、雑排水等流せる）の流水機能が脆弱なために大雨時に溢水し内水の排除が出来ない箇所が多かったため、河川への雨水流出を抑え水害の軽減や水循環系の再生を目指す施策として、一般住宅に設置する雨水浸透ます等の設置費の一部を補助する制度を創設した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	①昭和61年から、一般住宅に設置する雨水浸透ます等の設置費の一部（補助率60%）を（1,500円/基）補助 ②平成4年度～平成24年度補助率65%へ改訂し3,000円/基 ③平成25年度雨どい取付型雨水貯留タンクと浄化槽転用型雨水貯留施設の補助を追加 設置費の2/3、各々1基あたり3万、2万、10万円を上限 ④平成27年度部内にて「雨水浸透ます等検討会」開催副市長報告 ⑤平成28年度浸透ますプロジェクト2開催 ⑥平成29年度浸透ますプロジェクト3開催 ⑦平成30年度～現行の補助額 ⑧令和5年度補助対象から個人事業主及び消費税相当額を除外 ※浸透ますプロジェクトとは部内横断のチームによる検討部会	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市内に住居等を保有する個人	<b>【雨水浸透ます】</b> ①既存ます改修（管経路を変更せず、既存通常ますを浸透ますに取替える工事）8万円/基を上限 ②新設等（新規にますの取付工事が必要な場合で、浸透ますを選択する場合）2万円/基を上限
		<b>【雨どい取付型雨水貯留タンク】</b> ・雨水浸透ますと同時に設置する場合（既存ます改修）3万円/1申請を上限 それ以外の場合1万円/1申請を上限
		<b>【浄化槽転用型雨水貯留施設】</b> 設置費の2/3まで10万円を上限

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,500	1,600	1,000	480
	うち一般財源	2,500	1,600	1,000	480
	決算(見込)額	272	330	230	220
対象者数・ 交付件数など	浸透ます	142 (5基2件)	0 (0基)	80 (4基2件)	0 (0基)
	タンク	30 (14基11件)	230 (23基)	150 (15基)	120 (1基)
	浄化槽転用	100 (1基)	100 (1基)	0 (0基)	100 (1基)

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期					
業務頻度 (年1回・月1回など)	月2～3回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

**(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	利用者数の伸び悩み	当該補助の対象とならない法人施工による新築住宅に対しては、近隣自治体との取り決めである印旛沼ルールの周知や庁内他部門との連携による行政指導の結果、雨水浸透ますの設置が毎年千件を超えて進んでいるものの、当該事業の対象となる既存の住宅に対しては、毎年数件程度と利用者数が伸び悩んでいる。	既存住宅を含めた市全体の雨水流出抑制を図るため、効果的な周知方法の検討を行う。

**(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	利用者数の伸び悩み	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	建設局建築部 建築指導課
-----	--------------

## 1. 基本情報

事業名称	危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成25年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	地震発生時におけるコンクリートブロック塀等（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊による被害を防止し、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の安全・安心を確保する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	建築基準法に定める道路又は小学校の通学路に面し、かつ道路面からの高さが1mを超える危険なブロック塀等を所有する者に対し、当該ブロック塀等撤去費用の一部を助成する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成20年度に策定された「船橋市耐震改修促進計画」において、コンクリートブロック塀については撤去改善の指導を行うこととしており、平成22年度に小学校の通学路を対象に安全性の調査を行い危険性が顕著である塀の所有者に対し、パンフレット配布等により安全なブロック塀等への啓発を行ったものの、その効果・反響は多くはなかった。 しかしながら、地震発生時において危険なブロック塀等の倒壊は、道路の閉鎖及び身体への被害の危険性が大きく、現に平成23年の東日本大震災においては通学路以外でもブロック塀等の被害が見られたため、危険なブロック塀等に関し、市民にさらなる啓発を進め、市内の危険なブロック塀等の撤去改善を図るため助成事業を創設した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	①平成27年度より、対象の拡大及び助成金額の見直し（塀の一部が高さ1mを超えていれば一連を対象とすることへの変更及び、助成金額について一部撤去の場合でも全撤去と同じ算出方法に変更。） ②平成31年度より、助成対象事業に通学路を追加 ③令和2年度より、添付書類の簡素化（廃棄物処分報告書の見直し） ④令和4年度より、添付書類の簡略化（請求書提出の撤廃）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	危険ブロック塀等の所有者 (法人除く)	道路等に面し、道路面からの高さが1mを超えるブロック塀等の全部又は一部を撤去する事業に対し、長さ1m当たり10,000円を上限とし、1事業当たりの限度額100,000円を助成する。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	2,400	2,400	2,000	2,000
	うち一般財源	1,200	1,600	1,300	950
	決算(見込)額	2,264	1,183	1,254	878
対象者数・ 交付件数など	交付件数（件）	27	15	14	11

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	国庫補助金：社会資本整備総合交付金 (国土交通省 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金) 県補助金：住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	あり	

### 4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月4.5回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	3人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	建設局建築部 建築指導課
事業名称	危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 より効果的な手段の検討	平成30年度に把握した市内小学校の通学路沿いの危険なブロック塀（70件）の内、未だに39件が改修されていない。 改修されたブロック塀（31件）の内、本事業の補助を受けたものは、7件にとどまっている。	事業の必要性は認められることから、目的達成のためのより有効な手段がないか他市の事例等を研究していく。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 より効果的な手段の検討	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	奨学金貸付事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	教育基本法第4条第3項 船橋市奨学金貸付条例 船橋市奨学金貸付条例施行規則	
事業開始年月日	昭和27年（修学金） 昭和44年（入学準備金） 昭和53年12月27日（条例公布・施行）	
最終改正年月日	平成31年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	進学の意欲と能力を有する者で、経済的理由によって修学することが困難なものに対し、修学上必要な資金を貸し付けることで、有用な人材の育成に資する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	経済的理由によって修学することが困難なものに対し、修学金及び入学準備金を無利子で貸し付ける。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	進学に要する費用を支弁することが困難な者を救済するために、奨学金を貸与することとした経緯がある。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	(対象者、限度額等に係る改正) ・昭和27年～昭和54年 貸付上限金額等を変更（事業開始時は高校500円、大学1,500円） ・昭和55年 貸付上限金額を変更 ・平成元年 貸付上限金額を変更 ・平成8年 対象校に専修学校等を追加 ・平成11年 対象校のうち中等教育学校は後期課程に限る旨を追加 ・平成31年 入学準備金の返還開始要件のうち「卒業したこと」について、「専門職大学の前期課程を修了したこと」を含む旨を追加	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	(修学金) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者	【要件】 ・本人または保護者が市内に引き続き1年以上住所を有する ・学校長の推薦がある ※所得制限あり 【貸付上限額】 ・高校等 国公立月額8,000円 私立月額15,000円 ・大学等 国公立月額20,000円 私立月額30,000円
	(入学準備金) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に入学予定の者	【要件】 ・本人または保護者が市内に引き続き1年以上住所を有する ・学校長の推薦がある ※所得制限あり 【貸付上限額】 ・高校等 国公立70,000円 私立200,000円 ・大学等 国公立150,000円 私立400,000円

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	20,886	18,866	17,816	19,046
	うち一般財源	0	0	0	0



	<b>決算(見込)額</b>	15,750	18,650	12,206	10,242
<b>対象者数・ 交付件数など</b>	新規貸付件数	(修学金) 34人	(修学金) 33人	(修学金) 27人	(修学金) 20人
		(入学準備金) 15人	(入学準備金) 22人	(入学準備金) 10人	(入学準備金) 10人
	返還件数	(修学金) 現年度93人 過年度26人	(修学金) 現年度88人 過年度30人	(修学金) 現年度79人 過年度27人	(修学金) 現年度78人 過年度22人
		(入学準備金) 現年度76人 過年度39人	(入学準備金) 現年度67人 過年度37人	(入学準備金) 現年度54人 過年度31人	(入学準備金) 現年度46人 過年度34人
	返還未開始件数 (R5.5時点)	(修学金) 27人			
	(入学準備金) 44人				

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	(貸付事務) ①「申請」 修学金 年1回 入学準備金 1 1月～2月 ②「貸付」 修学金 年4回 入学準備金 1 1月～3月まで毎月 (返還事務) 通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
事業名称	奨学金貸付事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	国の給付型奨学金制度が実施されたことにより、申請者数が減少している。	国制度では対象とならない者、不足する者に対して支援する役割を担っている。国制度の情報収集、研究に努め、国制度の対象に変更があった場合は、事業の在り方、国制度との差別化が図れないか検討していく。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	国制度拡充により、事業の必要性が変化してきている。	他市との比較を踏まえ、今後の事業の在り方について検討していく。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	会計年度任用職員報酬（補助教員）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	
事業開始年月日	平成29年4月1日	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	学校の安定的な運営のための講師確保	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	各学校に派遣する県費負担講師（産育休代替等）を年度初めに市費で発令し、年度途中の未配置を減少させることで学校の安定的な運営を支援するもの	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	産育休・欠員等の代替である講師は、本来県費で派遣しているが、年々教職員希望者が減っていることから、各市で講師不足が続いている。このことにより年度途中に産育等の休みに入る教職員の代替となる講師が見つからず、各学校への代替講師未配置が大きな課題となっている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	以前より、県費で発令されるまでの手続きに時間がかかることから、手続きしている期間市費で発令する体制があった。市内での代替講師の未配置が大きな課題となり、平成29年度より市費派遣の要件を拡大し、年度当初に講師を確保するために市費で発令する体制を整えた。予算上は、平成29年度5人分から始まり、令和4年度は13人分（6か月分）の予算が確保されている。	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	産育休・欠員等が発生した小中特別支援学校	県費で発令されるまでの期間、会計任用職員を派遣する。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	28,054	42,879	44,712	35,228
	うち一般財源	28,054	42,879	44,712	35,228
	決算(見込)額	18,974	28,571	25,865	30,446
対象者数・ 交付件数など	派遣人数（年間）	80人	100人	99人	119人
	派遣人数（短期）	34人	42人	27人	44人
	派遣日数（短期）	202日	275日	169日	307日

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月、4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	発令事務(都度) 報酬支払い事務(月1回)、社会保険料等支払い事務(月1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
事業名称	会計年度任用職員報酬（補助教員）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業目的の変化	本事業を開始した当初は、一時的に不足する教職員について県費で発令されるまでの短期間を補う目的で講師登録者数の中から補助教員を任用していた。しかしながら、近年は全国的な教職員不足の影響により、長期間にわたる教職員不足が生じているため、年度当初より講師の確保が必要となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来、教職員は県費負担により不足を解消する必要があるため、国及び県に対し配置等について引き続き要望をしていく。</li> <li>・当面は、本事業を活用して学校運営に支障が生じないよう配置を行いつつ、フルタイムでなくても可能な限り県費切替が可能となるような柔軟な働き方に対応できるよう県に対して要望をしていく。</li> </ul>
2 人材確保	教職員不足により補助教員の必要性は増してきている一方で、登録者数自体が減少してきている。中にはさまざまな理由によりフルタイム勤務が難しい補助教員がいる。また、近隣市においても教職員不足が生じており、登録者の状況に応じた働き方に対応しなければ他市に人材が流出するおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務など多様な働き方に対応し、業務への順応状況に応じフルタイム勤務等への切り替えを検討する。</li> </ul>

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業目的の変化	—	—
2 人材確保	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 指導課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	西安市学校間国際教育交流費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市教育友好使節団派遣実行委員会要項 西安市教育友好使節団受入実施要項	
事業開始年月日	平成6年(1994年)5月	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	船橋市と西安市は、長期に亘る友好関係を有しており、両市の友好と発展を促進し、教育分野での交流を一層深めることで、次世代を担う人材の育成を図る	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	西安市との交流は、4年1サイクルで、「船橋市使節団派遣」、「作品交流」、「西安市使節団来船」、「作品交流」を実施している。令和5年度は、西安市教育友好使節団を受入れし、船橋市立市場小学校、船橋市立船橋中学校、船橋立船橋高等学校との学校間国際交流及び船橋市内施設見学等を行い、友好交流を行う。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	昭和63年(1988年)船橋市と西安市の友好交流開始をうけ、平成6年(1994年)に西安市長及び政府関係者の来日時に、船橋市立市場小学校を視察したのを契機として、学校間の友好交流関係について協議され、市場小学校、船橋中学校、船橋高等学校と西安市大雁塔小学校、育才中学校、第八十五中学校の有効交流校の締結が進められ、平成7年(1995年)に両市各3校と調印式が挙行され、両市の学校間国際交流の開始となる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	西安市学校間国際交流については、平成7年の調印式では、42名の教育使節団が来日し、歓迎集会や交流作品展、体験入学等の事業を実施。 平成9年(1997年)に船橋市長をはじめ、教育代表団43名を西安市へ派遣。 平成11年(1999年)西安市教育友好使節団40名が来日。 交流は、4年1サイクルで、「船橋市使節団派遣」、「作品交流」、「西安市使節団来船」、「作品交流」を実施している。平成30年(2018年)に船橋市友好使節団を西安市へ派遣し、平成31年度に作品交流を行う予定だったが、中国西安市からの作品が遅れ、展示は中止となる。令和2年に西安市友好使節団の受け入れを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の影響で令和5年度まで延期となっている。	
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)
	西安市友好使節団(受入)	西安市教育友好使節団受入について、使節団が入国してから一切の経費について賄う。
	船橋市友好使節団(派遣)	本事業は友好都市である西安市に各小・中・高等学校の代表児童生徒を派遣し、中国の歴史や文化を直接体験させるとともに友好交流を通して相互の文化理解を深め、将来、国際社会で活躍する人材を育成することを目的とする。
	作品交流(平成29年度)	西安市作品(書写106点、絵画141点、)船橋市作品(書写29点、絵画50点、立体10点)

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	81	8,918	81	7,680
	うち一般財源	81	8,918	81	7,680
	決算(見込)額	40	0	0	0
対象者数・ 交付件数など	西安市友好交流使節団		延期	延期	延期
	作品交流	中止			

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月から8月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週2日から週3日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.7人工	0.3人工		
	従事者数	1人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会学校教育部 指導課
事業名称	西安市学校間国際教育交流費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 引き継ぎ体制の整理	4年に1サイクルで実施するため、後任への引き継ぎ体制がうまくできず、経緯を把握し、計画を遂行することに時間を要する。	後任への引き継ぎのため、フローチャートを作成し、事業の引き継ぎ体制を整える。
2 実施計画の見直し	西安市使節団来船にあたり、事業趣旨を踏まえ、計画を図らなければならないが、物価高騰により施設の入場料等が値上がり、予算内で進める計画の見直しが必要になる。	交流趣旨を踏まえ、両市が合意できる計画を立案する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 引き継ぎ体制の整理	—	—
2 実施計画の見直し	—	—



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 指導課
-----	----------------

## 1. 基本情報

事業名称	スクールカウンセラー配置事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市スクールカウンセラー設置要綱 船橋市スクールカウンセラー取扱要領	
事業開始年月日	平成26年5月第3週	
最終改正年月日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	スクールカウンセラー配置事業費を活用し、小中学校、高等学校における教育相談の充実を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	いじめや不登校など、児童生徒に係る問題解決のため、市内全小学校、高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教師のカウンセリングにより、各小学校、高等学校の教育相談体制の充実を図る。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	近年いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じてきたため。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>○平成25年度より全小学校にスクールカウンセラー配置の準備を始める。</p> <p>○平成26年5月第3週に全小学校に配置し、活動を始める(26年度は年30日)</p> <p>○平成27年度は年間35日、28、29年度は年間40日の活動日数。</p> <p>○平成30年度は新規配置されるSSW(総セ)との連携分を含め、活動日数は43日。</p> <p>○令和2年度は緊急対応分を40日間確保。スクールカウンセラーの身分が、非常勤特別職から会計年度任用職員に変わる。</p>	
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)
	児童生徒、保護者、教職員	カウンセリング 公認心理師、臨床心理士 時給5000円 それに準ずる資格時給3500円

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	68,645	68,849	74,139	73,942
	うち一般財源	68,645	68,849	74,139	73,942
	決算(見込)額	66,701	70,046	74,446	74,852
対象者数・ 交付件数など	延べ相談件数	15,670	16,566	17,224 (市高含む17,315)	18,136 (市高含む18,213)
	延べ相談人数	17,815	18,312	18,884 (市高含む18,975)	19,671 (市高含む19,756)

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月、4月、5月、9月～2月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	週1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会学校教育部 指導課
事業名称	スクールカウンセラー配置事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 スクールカウンセラーの必要性	現在、各スクールカウンセラーは1日6時間、年間43日配置されているが、約60%の学校がSCの勤務日数が足りないと回答、小学校校長会からも活動日数増加要望が提出されている。	要望内容について活動実績に照らして分析を行い、必要性の高い学校に適切な配置ができるよう活動日数の増加について定量的な検討を行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 スクールカウンセラーの必要性	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	保健体育課
-----	-------

## 1. 基本情報

事業名称	運動部活動指導員派遣費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	学校教育法施行規則第78条の2、千葉県部活動指導員配置事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	令和元年7月17日	
最終改正年月日	令和2年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	中学校の部活動における教員の負担軽減及びその指導体制の充実を図るため。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	希望校長の申請を受けて部活動指導員を配置し、教員の負担軽減及びその指導体制の充実を図る。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	働き方改革の一つとして、部活動顧問の負担軽減。部活動の指導体制の充実を図るため。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	令和元年度・2年度は10名。令和3年度は14名。令和4年度は15名。令和5年度は20名を派遣している。	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	希望校長が申請する者	週5回、8時間以内。単価制 (1,586円～1,631円)

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	4,000	4,010	8,926	8,627
	うち一般財源	1,760	1,764	3,433	3,117
	決算(見込)額	2,866	3,134	5,826	6,611
対象者数・ 交付件数など	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	国 1/3 県 1/3 部活動指導員配置事業補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	毎月終わり・3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会 学校教育部 保健体育課
事業名称	運動部活動指導員派遣費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業趣旨の 周知	教員の負担軽減が目的であるが、顧問と運動部活動指導員と一緒に指導していることが多く、負担軽減に繋がっていない状況が多い。	運動部活動指導員を配置している学校に対し、説明会を実施し、改善していく。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業趣旨の 周知	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	保健体育課
-----	-------

## 1. 基本情報

事業名称	運動部活動外部指導者派遣費（政策経費）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市小中学校運動部活動外部指導者派遣事業実施要項	
事業開始年月日	平成4年4月1日	
最終改正年月日	平成31年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市内小中学校の運動部活動の振興を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小中学校に対して民間の指導者を派遣し、運動部活動の充実を図る。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	希望校長の申請を受けて外部指導者を配置し、運動部活動の充実と、顧問の指導力向上を図る。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	専門外の部活動顧問の指導力向上と、児童生徒への専門的な指導を実施するため。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	1回2時間程度で3,500円。年間35回。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	希望校長が申請する者	1回2時間程度で3,500円。年間35回。定員60名

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	7,465	7,465	7,465	7,461
	うち一般財源	7,465	7,465	7,465	7,461
	決算(見込)額	6,889	6,045	6,713	6,937
対象者数・ 交付件数など	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	5・6月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	月3回程度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)



**(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性	対象となる運動部での経験がない教職員が顧問となるケースなど各小中学校から運動部活動外部指導者の派遣希望は増加しており、夏休み以降、希望に応じて派遣する指導者が不足している。	運動部活動指導員の活用を考慮しながら、定員増の検討を行う。

**(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）**

項目		課題	今後の方向性
1	事業の継続性	—	—

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 総合教育センター
-----	---------------------

## 1. 基本情報

事業名称	スクールソーシャルワーカー配置事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋の教育2020（船橋市教育振興基本計画）	
事業開始年月日	平成30年4月	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	子どもを取り巻く環境に何らかの問題があり、保護者に対する支援が必要な場合に学校長からの申請を受け、支援を行う。主に、家庭訪問・電話連絡等で保護者との信頼関係を構築しながら、状況に応じた適切な支援が受けられるように関係機関と連携を図る。令和5年度は、勤務日数を拡大し、従来の派遣型から、中学校等を拠点に週1回勤務できる拠点校型にすることで、問題の早期発見・早期対応を目指す。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援するために、学校や家庭と関係機関のつなぎ役となって、情報提供や調整を行い問題解決を図る。主に、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築や連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築や支援、保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供、教職員への研修活動等を行う。ここでいう子ども・児童生徒とは、市立小・中・特別支援学校・高等学校に在籍する者をいう。 令和5年度 10名配置（週3日勤務7名、週2日勤務3名） 3日勤務：年間147日 2日勤務：年間98日 1日7時間勤務 報酬：3510円/時間（新規採用者）	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成30年4月より開始 文部科学省「教育支援体制整備事業費補助金」を受けながら、船橋市独自で事業を進めている。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	市立小・中・特別支援学校・高等学校の児童生徒で、児童生徒の置かれている環境に問題がある場合にスクールソーシャルワーカーが福祉の専門家としての知識・技術を活用し支援を行う。 平成30年から令和4年までは、総合教育センターからの派遣型だったが、令和5年4月からは、市内の各中学校区等に拠点校配置となる。 令和5年度予算査定額：55,167千円 H30：5名（週2日） R1：5名（週2日） R2：7名（週2日） R3：8名（週2日） R4：9名（週2日） R5：7名（週3日） 3名（週2日）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市立小・中・特別支援学校・高等学校の児童生徒	支援が必要な児童生徒がいる場合、学校長から総合教育センターへ派遣申請を提出。派遣が決定後、拠点校より該当校へスクールソーシャルワーカーを派遣。業務内容としては、家庭訪問・面談・電話・教職員からの相談・ケース会議・関係機関との連絡調整等。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	13,463	18,230	20,985	23,489
	うち一般財源	9,053	12,154	13,991	15,714
	決算(見込)額	12,802	17,142	20,039	22,029
対象者数・ 交付件数など	派遣申請数	85件	105件	126件	140件

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	教育支援体制整備事業費補助金（文部科学省） R4補助対象経費 23,487,863円 補助金の額 7,342,000円 補助率 1/3
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	夏季・冬季・学年末休業期間を除いた期間				
業務頻度 (年1回・月1回など)	各中学校区（原則）週1回・年間49日 週3日勤務の場合：年間147日 週2日勤務の場合：年間98日 →いずれも1日7時間 常勤職員（R4の場合）年間10回程度文科省に報告・計画・申請等文書を提出 SSW研修計画・運営（月1回）学校向けガイドブック作成 学校訪問 ケース会議 ケース把握等 →R5は、初めて拠点校配置を開始するため、業務量の増加が予想される。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	10.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	10人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会学校教育部 総合教育センター
事業名称	スクールソーシャルワーカー配置事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 体制強化	<p>毎年、相談件数が増加してきている。</p> <p>令和5年度、問題の早期発見・早期対応のため、学校申請に基づき、総合教育センターからスクールソーシャルワーカーを派遣する形式から、中学校区等へ、原則週1日スクールソーシャルワーカーを配置する形式に切り替えた。これにより、これまで申請に至らなかった案件の対応など、さらなる相談件数の増加が見込まれる。また、学校で一人の配置となるためスクールソーシャルワーカー同士での課題解決に向けた相談が難しくなる。</p>	<p>指導主事が各スクールソーシャルワーカーと連絡を密にとるとともに、研修を実施し、スクールソーシャルワーカーのスキルアップに努める。</p> <p>派遣申請の多い中学校区への増員、スクールソーシャルワーカーの活動に対する支援や統括を行うことのできるスーパーバイザーの配置を進める。</p>

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 体制強化	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 青少年課 青少年会館
-----	-----------------------

## 1. 基本情報

事業名称	青少年会館運営費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	青少年会館条例 青少年会館条例施行規則	
事業開始年月日	昭和56年1月10日	
最終改正年月日	令和2年2月6日（施行規則）	
事業目的 (実現・達成したいこと)	青少年の健全育成及び教養の向上を図る	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	青少年の健全育成と教養の向上を図ることを目的に、施設を貸出。また、利用団体登録の受付。青少年を対象とした、各種講座・イベントの開催。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	次世代を担う青少年の健全育成と教養の向上を図るための施設建設を市が県に要望、市の用地に県が施設を建設、昭和55年12月県より無償借受、56年1月から市が施設を運営。その後、平成24年4月に県より施設の無償譲渡となる。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成24年4月 市で自主管理・運営開始 令和2年7月 使用料改正、及び貸出区分の変更（3区分から4区分へ） 令和2年7月 生涯学習施設予約管理システム導入	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	青少年（主に小学生）	硬式テニス教室他9事業
	青少年団体、青少年育成団体、一般団体	施設の貸し出し（使用許可書発行、使用料の徴収・収納）

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,780	1,278	1,631	1,387
	うち一般財源	1,780	1,278	1,631	1,387
	決算額	1,623	597	1,087	1,142
対象者数・ 交付件数など	年間利用者数	39,864人	20,952人	29,976人	41,555人
	主催事業参加者数	429人	0人	154人	228人

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	3月～4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	施設貸出業務は通年、主催事業は月1回程度実施。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.0人工	1.5人工	1.0人工	0.5人工
	従事者数	0人	3人	1人	1人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会生涯学習部 青少年課 青少年会館
事業名称	青少年会館運営費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 施設の利用状況	貸し出し枠数に比して、利用ニーズは限定的であり、施設利用者が固定化している。	施設の利用状況や利用ニーズのほか、主催事業の内容や実施方法等を精査し、将来的な施設のあり方と改修方法等について検討する。
2 事業の実施状況	青少年会館で実施する主催事業について、公民館などでも、ほぼ同様のものがあり、独自性が低い。	
3 施設の老朽化	施設の老朽化が進んでおり、将来的な事業継続のためには、今後、多額の費用を伴う改修が必要な状況にある。	

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 施設の利用状況	-	-
2 事業の実施状況	-	-
3 施設の老朽化	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	障害者スポーツ振興費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	スポーツ基本法第2条第5項 船橋市パラスポーツ協議会設置要綱 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画	
事業開始年月日	平成30年4月1日	
最終改正年月日	-	
事業目的 (実現・達成したいこと)	誰もが楽しめるパラスポーツの普及啓発	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市民（障害のある人もない人も）に誰もが楽しめるパラスポーツを普及するため、体験会等の開催・人材の育成・大会等への協力を行う	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	船橋市生涯スポーツ推進計画に掲げる障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、平成28年3月31日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議において取りまとめられた「地域における障害者スポーツの普及促進について」を軸に事業を実施することとなった。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月1日 船橋市パラスポーツ協議会の設置</li> <li>学校等でパラスポーツ体験会や講演会を実施→体験会の縮小（回数減）、コロナにより順天堂大学との連携中止</li> <li>パラスポーツ用具の充実と貸し出し</li> <li>知的障害のある児童生徒を対象としたサッカー教室の開催（R3年度終了。R2・3はコロナで中止）</li> <li>職員が障がい者スポーツ指導員養成講習会を受講（現在2名。R3年度終了。R2・3はコロナで中止）→スポーツ推進委員の受講補助（R1年度～。10名受講。R2・3はコロナで中止）</li> <li>ボッチャ交流大会の主催（R3年度）→地区大会制の導入（R4年度）→運営主体をスポーツ推進員協議会へ（R5年度～予定）</li> <li>スポーツ大会における障がい者の枠を設定（市民マラソン・駅伝大会等）</li> <li>民間団体が開催するパラスポーツ大会等への協力</li> </ol>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	有識者・庁内関係者	パラスポーツ協議会の設置 年2～3回、委員数12人（報償費9,800円/回）
	市民	パラスポーツ体験会、ボッチャ交流大会の開催（無料） 船橋障害者スポーツ協会・スポーツ推進委員等の協力
	市民	スポーツ大会における障がい者枠の設定 民間団体等が開催するパラスポーツ大会等への協力
	船橋市スポーツ推進委員	障がい者スポーツ指導員養成講習会受講補助金
	市民	パラスポーツ用具の貸出（無料） ボッチャセット15、レク用ボッチャシート15 （基幹公民館5館に各1） ゴールボール1、鈴入りドッジボール30、アイマスク100 シッティングバレーボール用ビーチボール30



## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	3,226	1,515	1,148	635
	うち一般財源	2,866	1,515	888	535
	決算(見込)額	2,865	513	261	249
対象者数・ 交付件数など	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	※県ではなく「公益財団法人千葉県教育振興財団」による助成金 ※2年に一度、30万円程度 ※使用目的はスポーツの振興に関するもの。パラスポーツに限らない
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	パラスポーツ協議会開催時、ボッチャ交流大会開催時、パラスポーツ体験会開催時				
業務頻度 (年1回・月1回など)	パラスポーツ協議会(年3回：4・8・3月) ボッチャ交流大会(5地区大会：各1回、中央大会：1回) パラスポーツ体験会(年3回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
事業名称	障害者スポーツ振興事業

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 主体の変更	スポーツ関係団体、企業、大学等と連携し、行政主体から市民主体への移行や民間活用を検討する必要がある。	令和5年度からボッチャ交流大会の運営を市スポーツ推進委員協議会に委ねることができた。ボッチャ以外のパラスポーツ体験事業等の安定的な実施に向けて、既存の包括連携協定事業者等の活用を検討する。
2 事務負担の軽減	パラスポーツ協議会とスポーツ推進審議会の委員構成が類似しており、委員及び市の事務負担の軽減が必要がある。	パラスポーツ協議会は第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の計画期間終期をもって、スポーツ推進審議会へ統合を検討する。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 主体の変更	-	-
2 事務負担の軽減	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	スポーツ振興補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
最終改正年月日	令和4年6月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	県民体育大会等への選手派遣及び選手強化を行うこと等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進を目的とする。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	県民体育大会派遣事業及び県民体育大会強化練習事業に関してかかった対象費用について、船橋市スポーツ協会に補助金を交付する。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成21年船橋市補助金制度検討委員会にて、当時実施されていた「県民体育大会選手団派遣費補助金」と「県民大会強化費補助金」について、統合により事務の効率化を図るよう意見があり、平成24年度から本事業として開始した。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>対象者：千葉県民体育大会に出場した競技チーム（選手・監督）</p> <p>対象経費と補助率：</p> <p>(1)派遣事業として各団体にかかる費用（参加費80%、交通費90%、宿泊費80%・上限あり、消耗品費80%、通信運搬費80%）、派遣にかかる事務費用（消耗品費・備品購入費・手数料・通信運搬費・保険料80%）</p> <p>(2)強化練習事業として施設使用料80%・回数制限あり</p>	
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> （要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市スポーツ協会	県民体育大会派遣事業は補助率80～90%で580万円まで交付
	船橋市スポーツ協会	県民体育大会強化練習事業は補助率80%で120万円まで交付

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	7,000	7,000	7,000	7,000
	うち一般財源	7,000	7,000	7,000	7,000
	決算(見込)額	4,860	0	1,118	4,644
対象者数・ 交付件数など	派遣事業	3,683	-	510	3,444
	強化練習事業	1,177	-	607	1,200
	備考	-	大会中止	途中で中止	39競技中31競技に参加

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月、12月、3月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	上記は協会から市への申請に関する繁忙期。そのほかに事務局を担っているため、7～12月は競技毎の交付金申請・領収書の確認・交付手続き等が加わってくる。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	1.0人工		
	従事者数	2人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
事業名称	スポーツ振興補助金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助対象の見直し	交通費や参加費のように必要とされる経費もあれば、消耗品費や強化練習施設使用料のように受益者負担の検討が必要な経費も対象になっている。	補助対象経費について、公費で負担すべきものか受益者に負担を求めるべきものか整理を行い、必要な見直しを行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 補助対象の見直し	-	-

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	学校開放運営費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本法(第13条)</li> <li>・船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則</li> <li>・船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領</li> </ul>	
事業開始年月日	昭和55年4月1日	
最終改正年月日	平成28年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	スポーツ活動の場として開放し、もってスポーツの普及振興及び市民の健康増進に資すること。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内小学校55校と中学校27校及び特別支援学校高根台校舎、船橋高等学校の運動場と体育館を、学校教育に支障のない範囲で、市内在住・在勤・在学の10名以上の成人の責任者がいるスポーツ団体に開放している。各学校ごとに開放運営委員会を設置し、体育施設使用の企画及び運営並びに体育施設管理及び事故防止にあたることとしている。団体の使用登録は、年度毎とし、登録の許可を受けた団体は、定期的を使用することができる。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	スポーツ基本法の制定（第十三条の規定）	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>【学校体育施設開放事業用のモップ賃借契約及び備品等の購入・修繕について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設開放事業の予算として、備品の購入・修繕費及び消耗品費等を計上していたが、他市調査により、自治体が負担をしているところが少ないことがわかる。その為、既存の備品については、学校開放事業運営上必要なものと学校側が判断した場合に限り、予算内で適宜対応する。</li> </ul> <p>【申請方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙による申請のため、申請者側及び自治体側の確認作業に多大な時間を要する。今後は電子申請を検討している。</li> </ul>	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	各学校開放運営委員会 各学校	事業用モップ（2か月に1度、各校2本）の配布
	各学校開放運営委員会 各利用団体	団体が活動する際に必要な備品・消耗品の購入及び修繕
	各学校開放運営委員会 各利用団体	各団体から申請書及び名簿等を紙で学校開放運営委員会に提出。その後、市に提出。

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	9,354	8,523	9,029	8,964
	うち一般財源	9,354	8,523	9,029	8,964
	決算(見込)額	8,460	6,000	5,742	7,011
対象者数・ 交付件数など	登録団体数	1,090	1,099	1,119	1,128
	利用者数	22,338	22,098	21,686	21,655

## 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

## 4. 業務量

繁忙期	新年度登録申請通知時、新年度登録申請受付時、許可通知書発送時				
業務頻度 (年1回・月1回など)	新年度登録申請通知時(年1回) 新年度登録申請受付時(年1回) 可否決定通知書発送時(年1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
事業名称	学校開放運営費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 適切な費用負担の見直し	備品の修繕等について、利用団体等の負担として いる自治体が多い。	備品の購入や修繕を引き続き市が負担すべきか検討する。
2 事務負担の軽減	登録の手続きが紙による為、申請者側、市側双方に負担が大きい。また、申請書等を取りまとめるにあたり、記載内容の確認を行っていない場合が多く、それに伴い不備対応に時間を要する。	申請方法について、電子申請を基本とするよう、関係者との調整を行う。

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 適切な費用負担の見直し	-	-
2 事務負担の軽減	-	-



# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 西図書館
-----	-----------------

## 1. 基本情報

事業名称	セカンドブック事業費		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市セカンドブック事業実施要綱		
事業開始年月日	平成29年4月1日		
最終改正年月日	令和5年4月1日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	子供の読書活動を体系的に、発達段階に応じて支援するために、図書館、公民館図書室等及び移動図書館において図書を配付し、図書館の蔵書に触れる機会を提供するとともに図書館を親子で過ごす居場所の一つとして利用していただくほか、図書の読み聞かせを行うおはなし会に参加する機会をつくることで子供の読書活動を推進することを目的とする。		
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	1歳6か月児健康診査時に招待券を配付し、4歳の誕生日までに図書館等に来館していただき、絵本を1冊手渡す。併せて、図書館資料利用券の登録案内と、乳幼児向けの「えほんの会」の開催案内をしている。また、1歳6か月から4歳の誕生日までに転入した子供にも絵本を配付している。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	乳児に対しては地域保健課が4か月児健康相談時に絵本を配付するブックスタート事業を実施しているが、これ以降、保育園・幼稚園等の入園までの間に絵本に触れる事業が少なかったことから、1歳6か月児健康診査の受診者を対象に招待券を配付し、図書館等で絵本を1冊お渡しする「セカンドブック事業」を開始した。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月 公民館等図書室における配付を開始。</li> <li>・平成30年7月 毎月2回開催していた「セカンドブックえほんの会」を毎週木曜日に行っている「えほんの会」と統合し、1日1回の開催を2回にすることで、乳幼児向けおはなし会への参加の機会を増やした。</li> <li>・令和元年10月 移動図書館における配付を開始。</li> <li>・令和2年6月～令和5年3月 新型コロナウイルス感染症対策として、受取り期限を延長。</li> <li>・令和3年10月 転入者への配付を開始。</li> <li>・令和5年4月 受取り期限を4歳までに変更した。(転入者は4歳までに転入した方を対象とし、受取り期限は4歳6か月まで)</li> </ul>		
事業内容	<b>対象者</b>	<b>内容</b> (要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	1歳6か月の子供	単価：1000～1,300円	
	1歳6か月～3歳の転入者	単価：1000～1,300円	

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	1,420	3,283	4,436	3,115
	うち一般財源	1,420	3,283	4,436	3,115
	決算(見込)額	1,420	3,283	4,436	3,115
対象者数・ 交付件数など	対象者数(市内在住者)	4,231人	5,234人	4,961人	4,457人
	配付数(市内在住者)	2,281件	2,257件	2,586件	2,023件
	転入者配付数	-	-	77件	118件

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	通年				
業務頻度 (年1回・月1回など)	1日1回程度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	0.4人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	3人	36人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会生涯学習部 西図書館
事業名称	セカンドブック事業費

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 配布率目標が未達	1歳6か月児健康診査を受診した子どもを対象とした配付率を指標としている。目標値である70%に達していない。	今後も、読書に親しむ機会を充実させる事業の一つとして取り組みつつ、周知機会について拡大方法を検討する。
2 効果指標の検討	-	-

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 配布率目標が未達	-	-
2 効果指標の検討	事業目的を図書館の蔵書に触れる機会や、おはなし会に参加する機会の創出とし、健診受診者を対象とした配付率を効果指標としているため、配付したことによる効果が把握できていない。	配付したことによる効果を測定するため、効果を把握できる指標の検討を行う。

# 令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 市民文化ホール
-----	--------------------

## 1. 基本情報

事業名称	市民文化創造館自主事業費（芸術アドバイザー）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザー設置要綱	
事業開始年月日	平成15年度	
最終改正年月日	平成22年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	市民文化ホール並びに市民文化創造館の運営に関して専門的な助言を行い、市民が優れた文化芸術を享受する機会及び独創性ある新たな文化芸術の創造を支援する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	<p>芸術アドバイザーは以下の点について、助言を行う。</p> <p>(1) 両館が行う自主事業に関すること。</p> <p>(2) 両館が行う文化芸術活動の支援（情報提供を含む。）に関すること。</p> <p>(3) 両館の運営（情報提供を含む。）に関すること。</p> <p>(4) その他両館から助言を求められた事項。</p>	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成15年度、船橋市民文化創造館の開館年に、同館の事業に関する専門的な助言を得るために、文化・芸術の各分野から8名による「芸術アドバイザー制」を導入。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>アドバイザーの依頼人数は、平成15年度は8名、平成26年度までは9名、平成27年度以降は7名。</p> <p>平成24年度から開始した市民文化ホールと市民文化創造館の一体運営に伴い、文化創造館のアドバイザーは船橋市文化芸術ホール芸術アドバイザーと名称変更し、両館の効果的な事業運営を目指すこととなった。</p>	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	芸術アドバイザー	各分野の専門家の助言に対して、年度毎に1人10万円報償費を支出

## 2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	700	700	700	700
	うち一般財源	700	700	700	700
	決算(見込)額	700	700	700	700
対象者数・ 交付件数など	芸術アドバイザー	7名	7名	7名	7名

### 3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 4. 業務量

繁忙期	4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所管課	教育委員会生涯学習部 市民文化ホール
事業名称	市民文化創造館自主事業費（芸術アドバイザー）

### （１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	市民文化ホールは大規模改修工事に伴う休館を予定している。新たな事業展開に向けた制度の検討が必要となっている。	大規模改修工事に伴う休館の間に、市民文化ホールのあり方と共に、制度の見直しの検討を行う。
2 他市比較	近隣市では、同様の制度がないため、謝礼額等が適切か判断が難しい。	

### （２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	平成30年度、令和4年度の船橋市包括外部監査で芸術アドバイザーの活用について見直すように意見がだされている。	包括外部監査で意見されている事項を踏まえ、見直しを行う。
2 他市比較	—	—